

令和7年11月定例会 経済委員会（付託）

令和7年12月9日（火）

〔委員会の概要 観光スポーツ文化部関係〕

出席委員

委員長	沢本	勝彦
副委員長	重清	佳之
委員	岡田	理絵
委員	井村	保裕
委員	寺井	正邇
委員	北島	一人
委員	仁木	啓人
委員	岸本	淳志
委員	岡田	晋

委員外議員

議員	扶川	敦
----	----	---

議会事務局

議事課副課長	山田久美子
議事課課長補佐	一宮 ルミ
議事課主任	横山 雄大

説明者職氏名

〔観光スポーツ文化部〕

部長	勝川 雅史
副部長	長谷川尚洋
副部長	永戸 彰人
次長（連携担当）	喜羽 宏明
次長（文化振興課長事務取扱）	伊澤 弘雄
にぎわい政策課長	原田 敬弘
にぎわい政策課交流拠点室長	小溝 良子
観光企画課長	原 裕二
観光誘客課長	高木 真郷
万博推進課長	渡部 芳枝
スポーツ振興課長	久次米和成
スポーツ振興課交流拡大室長	松本 美和
文化振興課文化創造室長	漆原 学
文化資源活用課長	溝杭 功祐
文化の森振興センター所長	藤井 博

文化の森振興センター副所長 石炉久美子

【報告事項】

- 新ホール整備について
-

沢本勝彦委員長

休憩前に引き続き、経済委員会を再開いたします。（11時11分）

これより観光スポーツ文化部関係の審査を行います。

観光スポーツ文化部関係の付託議案につきましては、さきの委員会におきまして説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

勝川観光スポーツ文化部長

資料はございませんが、新ホール整備について報告させていただきます。

去る10月3日に開始しました事業者の再公募につきましては、12月2日の期限までに参加表明がなく、公募を中止いたしました。

今後につきましては、公共施設の建設工事を取り巻く厳しい情勢においても現在の仕様を維持し、新ホール整備につなげるため、工事費や工期を見直し、より確実性の高い手法を検討、具体化し議会にお示しした上で、改めて事業者の公募に取り掛かりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

沢本勝彦委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前に通告いただいております中で新ホールに関しての質問が多くございます。

本日の進行につきましては、効率的に進めますため、まず新ホール関係に係る質疑についてまとめて行いたいと思います。

それでは、新ホールに係る質疑からどうぞ。

井村保裕委員

今、勝川部長から、新ホールの再公募が中止になって改めて公募するという報告があったんですけど、我が会派の山西議員と岡本議員が代表質問をされまして、その代表質問を踏まえて、新ホール整備について質問させていただきます。

その日の御答弁の中で、これまでPFI的な方式で一体的にやりますという形だったんですけども、今度はECI方式という言葉が出てきました。

手法は変わるだろうけど、今までのPFI的な方式と、今度されるECI方式は何が違うのか。ECI方式で、今度はどういう方針でやられるのか。まず、そこを御説明ください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

井村委員より、新ホール整備の整備手法について御質問いただいております。

新ホール整備につきましては、さきの再公募において、期限までに事業者からの参加表明がないことから公募中止となったところでございます。それを受けまして、今後、工事費や工期を含め、整備手法の具体化を進めていきたいと考えております。

整備手法についてでございますが、皆様も御承知のとおり、現在、建設業界が非常に厳しい状況でございます。特に、各事業者の手持ち工事の多さ等も背景としまして、大規模な公共施設の建設工事について、特に入札不調や不落の増加が顕著となっております。

この状況から、全国各地の自治体におきましては、施設整備を進める上での全体の見直し等に大変苦慮している事態でございます。特に、整備手法のうち施設を造るときには、設計が必ず必要でございます。これに併せて、施工者、工事する事業者と一緒に募集するようなケースにおいて、特に不調や不落が目立っております。

こういう状況を踏まえまして、施設整備の計画を着実に前進させていくためには、他県におきましても、現在、整備手法を見直して設計業務のみを先行させて進める中で設計を進めて、そこでまず工事金額等が見えてきますので、その積算した工事金額によって、後に工事入札を行うような事例も見られます。本県におきましても、今後、新ホール整備を進める上で、まず確実に設計を進めて、その中で金額等を具体化してお示ししていくことも有効ではないかと考えております。

また、PFI的な手法とECIの手法の違い等についてでございますが、PFI的な手法といいますのは、民間資金や経営能力、技術力など民間が持っております幅広いノウハウを活用することで、設計者と施工者に加え管理運営者も含めて、最初に一括して発注する方法でございました。

事例として御紹介しましたECI方式につきましては、最初に設計者のみを募集、設計業務を行う中で、設計途中で施工予定者を公募しまして設計に参画していただくことで、品質の向上や工期短縮、また工事費削減などにつなげていく方式でございます。設計完了後、価格交渉がまとまりましたら、施工予定者と契約を締結して工事を進めるという形が多く見られます。

現在の厳しい業界の状況を踏まえまして、他県におきましても、この秋からECI方式で施設整備を進めていく例や、分離発注で設計業務のみを進めていく例、それぞれ確実に進捗が見られるような形も見て取れます。

これらを参考にしながら、本県の新ホール整備におきましても、確実性の高い方法で進めてまいりたいと考えております。

井村保裕委員

今、説明を聞いていて、従来どおりの公共事業のやり方に変えてきたんだなと思ったのですが、設計業務のみ先行して、途中で施工業者を確定させて、その中で工事金額を交渉していくという流れなんですけど、そうしたら、今度は金額ですよ。

御答弁の中で、金額は162億円だったのが今度は186億円と出てきたんですけど、今の金額が186億円なので、これでするんですか。当時は162億円だったけど、現状であれば

186億円です。これから設計に入って、工事費が186億円でできますか。

想像しますと、恐らくまたこれからも物価は高くなっていくので、金額は上がります。ある程度の幅を持たせないと、金額は186億円ではなくて、もう少し金額を見ておかないと、いざ設計して絵が描けたときに業者さんに聞きながらやっていく中で、業者さんもこれまでの経緯を見るとなかなか入ってきにくいところがあると思うんです。やはり、ある程度の幅を持たせたところで、今回、3回目の失敗は許されないと、絶対やり切るんだという形で予算をきちんとそこまで見てするのか、そこらを教えてください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

井村委員より、次回の公募に向けた工事費等の考え方について御質問いただいております。

本会議での知事の御答弁にもありましたが、現時点の参考的な数字をお示ししております。工事費について、5月に最初の公募を開始した時点では162億円としておりました。これは、令和6年6月議会だったかと思いますが、藍場浜公園西エリアにおける調査モデルをお示した時の工事金額の予測154億円をベースに、従来から自治体でよく使われております一般財団法人建設物価調査会の指数の上昇分を当てはめたもので、162億円となっております。この数字を直近の指数に当てはめると、更に165億円という数字になってまいります。

その一方で、より実勢価格に近いとされる、大手の民間業者が公表しております建設費の指数がございまして、これを参考にした場合、当初調査結果の154億円をベースに指数上昇分を当てはめると、現時点で約186億円という数字が出てまいります。これを現状の参考としてお示した形でございます。

現在、全国の、特に公共発注の建設工事で入札の不調、不落等が増加している背景としましては、自治体を使用しますこの指数や金額根拠の部分が、実際の実勢価格と大きく乖離しているのではないかと、言われ始めました。この186億円は、飽くまで参考値としてお示したものでありますが、民間が公表する数字で実勢価格に近いものとなりますので、これが従来、役所が使う単価をベースにした162億円や165億円よりも実態に近い数字と認識しております。ただ、今後も業界の資材や人件費の高騰、また人材不足等が続くことが予想されますので、ここで数字が止まることは大変考えにくく、増加は避けられないものと考えております。

また、事例としてお示ししておりますE C I方式を含めまして、仮に設計のみを先行する場合におきましては、設計・施工一括発注方式、いわゆるデザインビルドやP F Iの方式とは考え方が異なりまして、設計業務だけを先行する場合は、工事費の上限額という形ではなくて、飽くまでも目標となる参考金額をお示しして、実際の工事費の最終的な算定につきましては、設計業務の中で作成していきます設計図面に基づき具体化することとなります。

その中で、資材の高騰も都度反映されていく、資材高騰で建設費が上昇すれば、設計作業の中で出てくる数字も上がると考えているところでございます。

井村保裕委員

実勢価格は186億円で、今後も上がる可能性があるので増額は避けられないかもという話だったんですけれども、地質調査という御答弁もあったように、やれるところからやっ
ていく中で、まず設計のみをやります。設計をやっていく中で、話に乗ってくれる業者と
一緒に設計をやっていく。

価格交渉が整えば、今度は金額が200億円の施設を造ろうが230億円の施設を造ろうが、
今の仕様で186億円で、仕様を変えれば上限は、それが幾ら高くなるか分からないけれど
も、設計が変わっていくのだったら、そこはまたどうなっていくか分からないのではない
かと、今の説明を聞きながら思いました。

もう1点は、設計の予算を組んで、まずは設計をやります。そこに予算を使いますが、
実際、体制が整って業者に発注するときに業者が見つからないのが一番困ると思いま
す。そこらあたりも確実にいけるような体制で臨んでいただきたいのと、今度、改めて公募
するという事なんですけど、今後の予定はどのように想定されていますか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

井村委員より、次回の新ホールの公募に関して御質問いただいております。

まず最初に、設計を進めていく中で、金額と合わせて設計内容も変わっていくのではな
いかと御心配いただいております。

これまでの、工事もセットにした発注方式という形を取らなければ、設計作業をする中
で具体化を進めていくというウエイトが多くなってまいります。

ただし今回、今年4月に藍場浜公園西エリアにおけます新ホール早期整備プランを策
定しております。その中で、今回の新ホールに求めるスペック等を具体化しておりますの
で、設計作業を進めながらも、これまでにお示ししてきた施設の規模や仕様は維持してい
きたいと考えています。

また、今度の公募につきまして、我々として最も大事にしたいのは、確実な事業進捗に
つながること、公募の確実性だと考えております。今後、工期また確実性の高い整備手法
等を具体化してまいります。公募が2度中止という結果になり、お時間を頂いておりま
す以上、次は更に確実性を高めていきたい。いつというスピード感は重要であるという認
識はございますが、いつ開始するという前提ではなく、手続とか、事例調査とか、他県の
進捗、入札の結果もしっかり研究しながら具体化を進め、準備が整ったところでしっかり
と身支度を整えて、次の公募を開始したいところでございます。

現時点において、いつスタートを切るという具体はございません。

井村保裕委員

是非やっていただきたいと思っています。3回目はないと。しっかりやっていただきた
いと思います。

仁木啓人委員

時系列で申し上げますと、我が会派といたしましては、まずは、移転するのではなくて
旧文化センター跡地で早くしてくださいというような立場から始まりました。

その後、玉突きということで、一旦藍場浜でできるかどうかを研究していくということ

だったので、そこについて一定の理解をする者、しない者ということで、うちの会派は分かれたわけでごさいます。その後、藍場浜でやっていくか、いかないかとなった時には、我が会派としても、一番コストが安くなる方法は何なのか、またこれからの大型事業プロジェクトも合わせ込んでやったら安くなるのではないかということで、駅前のロータリー案も出させていただいたわけです。その後、議論の展開も見ながら、藍場浜でするということで公募をかけますというときには、うちの会派も賛成する者、しない者ということで分かれて、そういう立場を取ってきたわけなんですけれども、公募が2回流れてしまった現時点においては、みんな反対なんです。

なぜかと申し上げますと、これが初めてのプロジェクトであって、今回初めて新ホールを建てるというものであって、2回の公募が流れましたという話だったら、それは仕方がない話なんですけど、これは絶対にやり上げないといけなかった。そうではないですか。今回は絶対に、2回目の失敗はないということではないといけなかった。

それはなぜか。場所まで変えてしまったんだから。契約までできていたものを、そのホールをあえて移転させてまでやるんだと。その時、選挙の公約にあったのは2分の1、半額ですると、半額でした分で余った金額をアリーナに充填して、アリーナを建てる財源にするんだという話だったわけです。全部頓挫しているのではないのでしょうか。

今話を聞いていましたら、我々は、一旦立ち止まって、財政需要も含めて全部きちんと考えてやったほうがいいのではないですかという立場なんですけれども、お聞きしたいのは、今話であれば、元から半額にならなかったのではないのでしょうか。元からならなかったと言っているのと同じだと。元々の物価高騰の部分を差し引いたとしても、元々152億円ですという話なんだしたら、到底197億円を200億円以下に収めるなんてことは、今の状況を見ても、物価高騰を除いたとしても元からできなかつたんじゃないですか。

そこを教えていただければと思います。

伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱)

仁木委員より、新ホール整備のコストに関して御質問を頂いております。

半額にできなかったかというお話を頂きましたが、当初、旧文化センター跡地において進めてきた計画におきましては、工事費194億円という形で進めてきて、実施設計を作った段階でも同じ金額でありました。

新ホール整備計画そのものが、場所を藍場浜公園西エリアに変更することとなって、その際に事前調査した数値としては154億円、今、我々が使っております数字、また参考にお示した数字につきましても154億円をベースにお示する形となっております。

藍場浜公園での調査結果は154億円ですので、194億円と比較して半分ではないことは認識しております。

仁木啓人委員

半額ではないということは、結局、半額で充当しようとしていたアリーナの財源たるものがもうないということなんです。今はホールの話をしているから、アリーナの質問はしたら駄目ということで、だからこそ思いますけど、それは関連していくわけなんです。

財源はどのようになっていくんだという話になっていくわけです。こういう状況が積み

重なっている中でどうしていくのかは、また財源の話になってくるんです。

一般財源からどれだけ出すのかとか、これまでの公共施設の集約化事業債を使って交付金で賄い切るんだというもの、それをするとかしないとか、分かるんだけど、結局はコストばかりが掛かっているのではないですかと。その状況なんだったら、規模をどうするか、仕様をどうするか、あの場所が適正なのか。

仕様というのは、例えば皆さんもカナモトホールに行ったではないですか。仮設でやるというのも一つの手だと思います。100億円以下でやるんですと、仮設でやったらいいのではないですかという話ができると思うんです。

これはなぜかという、私、防災・環境対策特別委員会の事前委員会で聞きましたけれども、復興で公共施設を建て替えていく際には、国から手厚い部分が出てくるわけじゃないですか。この点を見越してする地域なんかあれば、いわゆる行政のマネジメントとしてそういう部分を見越していくなれば、震災に耐え切るようなすごいものをどかんと造るか、そこをしのげるような、お金が掛からないように、仮設でも中身はしっかりしていて、全国から呼んでこれるようなものを造るのか、中途半端なものは要らないと思う。

だから、それをもう少ししっかり吟味する、どの方向でいくか、一旦立ち止まる必要があるのではないのかというのが、我が会派の意見なんです。

なぜかと言うと、三好病院の建替えが止まったり、財政需要があるところがいっぱいあるわけです。順番を付けていかないといけないのに、この部分だけどんどん前に、じわじわ、じりじりいくのは違うのではないかと苦言を呈したいと思っているわけなんです。だからこそ、どんどん前に進めてという意見もあるかもしれませんが、議会で議論していて、前にさっさと進めますと代表質問の一発目で答弁されたわけであって、我々の会派の代表質問を聞いてもらってないわけです。これは本当に議会で議論しているんですかと。議会の審議を聞いてからやりますと言って、本当にこの姿勢なんですかと。そこは、今回の議会の質問で我々はずっと思っていました。

だから一旦、これは立ち止まったほうがいい。立ち止まるというのは、足を引っ張るのではない。県民のためです。どうやって県民のお金を有意義に、知事が言っているように最小のコストで最大の効果を出すかと、この時間も含めて、一回立ち返ってほしいと思います。

その点、答えられないかもしれないですけども、これが言いたかったので答えてください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

仁木委員より、新ホール整備の今後の方針に関して御質問を頂いております。

議会での御論議を踏まえながら、今後の新ホール整備の方針を固めていくことが重要であると認識しております。

ただ今回、2度の公募が中止になったことを踏まえ、県民の皆様にお待ちいただいております、長年にわたる新ホール整備は悲願でもございます。先ほどの、具体のスケジュールはまだ我々の中にはございませんが、今後、確実性の高い、新ホール整備計画が確実に前に進む方法等を考えて具体化していきたいという考えを持っております。

もちろん工事費、工期、また整備手法と考えることは多々ございますが、これらの具体

化に合わせて、また改めて議会にもお示しして、お諮りするべきものがあればお諮りし、お認めいただければ前に進むということで考えております。

仁木啓人委員

ホールはまとめますけれども、県の財政や行政においては、確かに国からの交付金やいろんなものを見越したら、もしかしたら打ち出の小槌があるかもしれないです。でも、一般財源に打ち出の小槌は絶対にはないです。本当にそう思います。

だから、そういうことを理解した上でどうしていくのか、9月の経済委員会でも議論があったと思います。一旦凍結して、どういう方向でどのようにしていくのか、もう一回改めて検討することが県民のためになると私は思います。そのことだけ申し上げて、質問を終わります。

北島一人委員

一般質問でもやらせていただきましたが、私からも意見を述べさせていただきます。

先ほど、仁木委員からも知事の公約についてありましたけれども、公募が2回中止になったということは、進め方に本当に問題があると思いますし、このスキームは破綻していると私は思っております。先ほどお話があったように、県として一度立ち止まるべきなのかなと思います。

今まで、議会の御議論を踏まえてというコメントを、12月2日に再公募が締め切られた時に、担当者の方、知事も同じようなことを言われたと思います。同じ話になりますけど、その翌日に新しい方式でやっていくとかいうことが出てくること自体、全く議論を踏まえていないし、議会の話を全く聞いていない状況だと思います。

そこであえてお聞きしますけれども、12月2日17時に締切りがありまして、参加希望がゼロだったと。その約12時間後にはE C I方式でやるということが決まっていたはずですよ。10時から代表質問がありましたけれども。

では、その12時間の間にどういった協議がされてこういう方式でいくと決まったのか、話し合われたのか、協議されたのか、その事実関係を教えてください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

北島委員より、新ホールの整備方針に関して御質問を頂いております。

10月にスタートしました新ホールの再公募は、12月2日17時が締切りでございまして、参加表明がなく中止であります。翌日が11月定例会の代表質問となっております。その中で、知事の御答弁で内容等がございました。

今の委員のお話の中で、まずE C I方式がどうやって決まったのかということがございましたが、今後の整備手法につきましては、今現在、我々が検討を進めているところでございます。代表質問の御答弁の中でお示ししました方法ですとか、E C I方式というのは決まったものではなく、飽くまでも他県事例を基にした一つの例としてお示ししております。

我々、文化振興課の新ホール整備担当におきましては、10月にP F I的手法で再公募をスタートした時点、またその前の時点で、公募期間、事業者からの参加表明を待つときで

あっても、各個別対話や質問等に対応していきながら、リアルタイムで、同時並行で、他県事例や大型公共施設の発注状況、さらにこうなったらどうすべきか、あんなだったらどうすべきではないかというような中身の話は常に行っております。

12月3日の代表質問でこれを決定事項としてお示ししたのであれば、その意思決定に関する過程、時間は非常に限られております。飽くまでも、継続していた検討の中で、我々の念頭にあった事例をお示ししたところでございますので、その点だけ御了承いただければと思います。

北島一人委員

そうであるならば、方向性がまだ決まっていなかったのであれば、一度立ち止まって、今回の再公募の参加企業がゼロだった原因をきちんと調べるべきだと思います。

前回は、参加しそうな企業以外のいろんな業界にもアンケートを取る、ヒアリングをしています。今回はなぜしないんですか。まず、そういった業界、関係者にヒアリングするのはしないといけないし、県として今までのやり方が合っていたのかどうか検証しないといけないと思います。

検証結果を見返して、それを議会や県民の皆さんに明確にお示ししながら、どう進めていくかを考えていかないと、建てることだけが目的になってしまう。本当に良いものを県民の皆さんのためにといった観点が、本当に抜けているような感じがします。

これもこの前の定例会の時に言わせていただきましたけれども、早くしよう、早くしようという県の焦りしか見えません。そういった中で、進め方に非常に問題がありますし、今後も、次のやり方で業者が決まるか分からない状況だと思います。

もう一度立ち止まって、再公募がゼロだった原因や、今、まだ旧文化センター跡地での協定が残っていると思います。JVに対して、客観的なところで、あの構造だったら今幾らなのかとか、どこまで工事費を抑えることができるのかとか、いわゆる随意契約ですよ。そういったヒアリングも必要ですし、もう移転ありきでいっていますよね。

徳島市の車両基地のところも今日の新聞に出ていましたけれども、今の状況では、市長は多分何も言えないと思います。協力しますとしか言えないと思います。良いか悪いか判断する材料もないんですから。

そういったところを、きちんと明確にさせていただきたい。数字を時間軸で示していただいた上で県民アンケートを取るとというのが私の考えでありますし、議会の議論を踏まえてと言うのであれば、是非とも、こういったところを十分に検討していただきたいと要望して終わります。その点について、御答弁願います。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

北島委員より、今後の新ホール整備の進め方に関してお話を頂きました。

前回、5月の再公募が中止になった際には、事業者等へのヒアリングを行って、その結果を9月定例会において、委員会で報告させていただいたと記憶しております。

今回も、方法はまだ未定でございますが、何らかの形で、必要となる事業者への聞き取り等は行いたい。これは、ヒアリング自体が目的というよりは、委員のお話にもありましたが、しっかり現状把握をして次につなげていくという意味で聞いていきたいと考えてお

ります。

さすがに、参加表明がなく本会議が終わったところで、担当内でもこの段階でヒアリングを終えることがなかなかできませんでしたので、今後、しっかり考えて動いていきたいところがございます。そのあたりもお示ししていきながら、議会での御議論、この言葉に対する御意見も多々ありましたが、踏まえながら、新ホール整備の整備手法等の具体化にも取り掛かっていきたいところです。

岸本淳志委員

今回、新しくE C I方式でされるということで、私は、今まで質問の中で施設の持続可能性とか、そういったものに関してよく質問させていただいてきたと思うんです。

今の方式の中で、今後決まっていく運営者の意見とか、P F Iだとそういったものを踏まえてされると思うんですけど、この方式でそういったところがきちんと反映されて、今後、運営コストが掛からないような建物になるのかどうかというあたり、教えていただけたらと思います。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

岸本委員より、今後の新ホール整備に関しての御質問でございます。

例の一つとして、E C I方式をお示ししております。これは設計業務のみを先行させながら、途中で施工予定者を決めて、御意見を頂きながら進めていく方式でございます。

一つのメリットとして、実際に工事する立場からの意見を反映させることで、中身の効率化やできる限りのコストダウン、工期短縮につなげていくものでございます。

建物を長期にわたって持続可能なものとするためには、ハード面もそうですけど、管理運営面、ソフトの部分も非常に大事になってまいります。この点につきまして、5月に開始した最初の公募の時は、設計・施工一括発注方式のデザインビルドでございました。この発注方式の中でも、管理運営業者は発注そのものには入ってこないんですが、あの時は、途中で管理運営予定者を決定して、その予定者から管理運営の視点も頂きながら、工事する、物を造る立場以外から、オペレーション等の意見も踏まえた良い施設にしていきたい。それが持続可能性につながるという考えで進めておりました。

2回目の公募の時のP F I的な手法でありましたら、お話にもありましたとおり、管理運営業者も中に入っておりますので、業者が決まれば、自動的に言ったら語弊がありますが、管理運営の部分についても同時に具体化されていくものであります。

今回、設計先行する方法やE C I方式を事例に出しておりますが、この中には管理運営業者は入っていません。工事業者も入っておらず、まず最初に決まるのは設計業者です。

ただし、管理運営の部分の横に置きっぱなしにするのではなく、もしこれらの方法で進むとしてもオペレーションの部分は重要だと考えておりますので、最初の公募時のデザインビルドに近いような、管理運営予定者を先に決めて伴走してもらう形でありますとか、運営面のアドバイザーを置いてそこを抜かりなくしていくとか、いずれにせよ、早期に管理運営面についても具体化していったら、その部分を先延ばしにして、将来の持続可能性の高い施設の実現にマイナスにならないようにしたいと考えております。

今後、その点もしっかり頭に置いて具体化していきたいと思っております。

岸本淳志委員

建物ができましたら、これから私や子供の代、それこそ孫の代まで使われていくものになっていくと思いますので、是非ともそういった運営のところで、しっかりとコストが多くならないようなものだったり、これから人口も減っていきますので、そのあたりをどうやって維持していくのかも踏まえた建物にしていきたいと思います。是非、そういったところに御配慮賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岡田晋委員

私は、新ホールの事業執行についてお聞きします。

私は、当初より事業手法については疑問を抱いていました。

県は、令和5年11月に魅力ある県都のまちづくりに向けたグランドデザインを示して、その中で藍場浜公園西エリアを新ホール候補地とする考えを表明しました。そして昨年6月に、藍場浜公園西エリアにおける新ホールの規模、機能等の具体化を図った調査結果を公表しました。

その中で示された箱物といわれる典型的な四角い建物は、機能性を重視していて良いなと思いました。以前のプランにあった、意匠を重視した華美な蝶の羽を模した観客席など必要ないと思っていました。ホールは舞台や音響が大事で、その中でいかに演出するかです。

そういったことはさて置いて、その調査で示された建物の規模や機能性を重視した基本的な考えに基づき設計に取り掛かり、整備を進めるものと思っていましたが、何と設計・施工一括発注方式による公募型プロポーザル方式により事業実施を計画しました。設計の過程で事業者との交渉が行われる設計交渉・施工タイプではありましたが、時代の流れとはいえ、私は反対でした。公共工事は、行政が主体性を持ち設計し工事金額を定め、予算、発注、監督、検査、受取をするのが基本です。

今議会の一般質問の知事答弁において、設計業務のみを先行させる手法も有効ではないかと考えているとの発言がありました。賢明な選択の一つだと思います。私も、公共工事に携わって設計、発注、工事監督、検査業務を行っていました。大事なことは、発注者の意図や細かい仕様について設計に反映し、指示ができる体制です。その中で提案を採用する必要もあります。

新ホールの事業執行について、しっかりと設計を行い、工事金額を定めていく方式を採用してはどうでしょうか。お聞きします。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

岡田委員より、新ホール整備の整備手法に関して御質問を頂いております。

今回、10月に開始しました新ホール整備の再公募が中止となった結果を受けまして、県としましては、現在の仕様を維持しながら整備を進めるには、事業費や工期の見直しを含めて、より確実性の高い整備手法を検討する必要があると考えております。

今、同様の状況の中で、他県においては、工事費の参考金額をお示しした上で、スタート時点では施工業者の参加を求めずに、設計業務のみを先行して、設計を進める過程で積

算された金額により工事入札を行うような例が見られます。委員のお話にもありましたが、本来行政がよく使っていたやり方、分離発注にほぼ近いものとなっております。

事例としましては、例えばアリーナ施設に近いものでございますが、鹿児島県のスポーツ・コンベンションセンター整備も工事費の高騰などの影響を受けまして、PFIで募集していたところ不調に終わりましたので、10月には再公募で設計業務のみを先行させた発注をスタートしております。

実際に、さきの公募ではPFI方式で不調になったものが、設計先行型の方法を取ること、現在、9社からの参加表明を得て、直近の情報によりますと、1次審査に向けて参加表明があった9社全てから提案が出てくる状況と伺っております。

このように、設計業務を先行させつつ、施工予定者を途中で選定してやっていくECI方式も近いものでございますし、こういう事例もしっかりと参考にしていきながら、確実性の高い整備手法を具体化してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

公共工事の原点に立ち、設計単独方式を採用していただきたいと思えます。

工事費が高くなるのは当たり前です。工事に係る設計単価や歩掛についても大きく変動しています。見積有効期限を定めての設計とし、変動する物価や労務単価に対応できるようにしないとイケません。余裕を見過ぎてはいけないと思えますが、いかがでしょうか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

岡田委員より、工事費に関して御質問を頂いております。

今の資材費や人件費の高騰など、非常に厳しい情勢を踏まえまして、今後、どのような整備手法の形を取るにしても、資材高騰等、建設費の上昇に対して対応していくことが必要となってまいります。

仮に設計業務を先行させる場合におきましては、一般的には設計者の公募時に参考金額をお示しして、その後の設計の中で工事費を具体化していくことになってまいります。工事費の積算に当たりましては、最終的に実施設計時点におけます単価を採用することが一般的でございます。事業開始時の単価でずっと引っ張っていくことは考えにくいという認識です。

事例としては設計先行型をお示ししておりますが、今後、確実性の高い整備手法の具体化に当たっては、それぞれの特性、また金額の考え方等にも十分考慮しながら検討してまいりたいと思えます。

岡田晋委員

事業費については、県が主体的に設計に関わり工事費等を定めて、予算追加の折には私たちにも内容の詳細を報告してもらいたいと思えます。

そして、事業実施に当たって、新ホール整備を一括発注ではなく、少々手間が掛かりますが、工種ごとの分離発注や規模などによる分割発注をすることにより、地元の県内企業の直受けができ県内経済が潤うと思えます。そういった工夫もお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

岡田委員より、新ホール整備の発注方法に関してお話を頂きました。

施設整備の整備手法について、特に工事の分割につきましては整備スケジュールにも直結する要素でありまして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、この度の新ホール整備は大規模プロジェクトであり、一定規模以上の予定価格となることから、貿易に関する国際ルールでありますWTO政府調達協定の対象工事となることが想定されます。いわゆるWTO案件といわれるものでございます。この場合には、工事に係る参加企業について、地元企業に限定することができなくなることも認識しております。

ただ一方で、委員のお話にもありましたとおり、地元事業者、県内経済への寄与という点は非常に重要であると考えておりまして、例えば審査においても、この点を考慮していただくことで加点の対象になるということもございます。

引き続き、県内企業の登用、また県産材の利用等、可能な範囲で県内事業者にも配慮し、地元経済への効果も念頭に置いて事業を進めてまいりたいと考えております。

岡田晋委員

事業費についてはしっかりと設計を行い、工事費等を定めてください。

新ホール開館までの間の県の対応についてお聞きします。

本会議において、井村委員と扶川議員への知事答弁として、県内の既存施設を利活用していただけるよう検討してまいりますと発言されました。

県として、具体的にどういった県民広報や市町村への支援策を講じられるのか、お聞かせください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

岡田委員より、新ホール整備、開館までの間の県内施設、既存施設の利用に関して御質問を頂いております。

御承知のとおり、県内には文化関係施設等が多々ございます。徳島市内にもアスティとくしまがございますし、そのほか、市町村にも設備の整った施設が多数ございます。

また今、改修で休館しております鳴門市文化会館も、令和9年6月の開館予定と伺っております。

ホールというのは、そのジャンルや規模、目的によって求められる設備や規模がもちろん異なってまいります。所在によってアクセスの要件等も変わってまいります。まずは新ホール開館までお待ちいただく県民の皆様、県内には新ホール以外にも多数の選択肢があることもしっかり認識していただきたい。その上で、現時点では具体的な方向性や案をお示しできる段階ではございませんが、待っていただく間の県民の皆様の利便性や、そういう観点から、既存施設の利活用を更に高めるような方策を具体化して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

岡田晋委員

多くの県民が望んでいる県立新ホールです。私も徳島市民劇場に行って、観劇は鳴門市文化会館にも行っていましたが、改修工事のため使えず、現在はあわぎんホール、藍住町総合文化ホールのみで不便です。

ホールを活用して事業を実施するイベント主催者は、会場探しに苦慮しています。一日でも早い県立新ホールの開館に向かってまい進してください。

沢本勝彦委員長

午食のため、休憩いたします。（12時04分）

沢本勝彦委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

寺井正邇委員

本委員会ではいろいろな意見が出ているわけですが、11月議会の質問者が12人いたわけですが、そのうち7人の方がホールについて議論されたようでございます。

その中でこの議論が、本来賛成か反対かもあるのでしょうかけれども、よく考えて一旦中断してみたらどうかという、その人たちの意見が本当に反映されているのかという気持ちもあるのです。委員会でもそういう意見が出るのですけれども、それに対しての答えというのが、今、何か予算の中やいろいろな委員会の中で反映されているように私は思わない。優秀な理事者側の人たちがいっぱいいるのですけれども、その中の全員が答弁するような話になっているのかどうか、疑問を感じるのです。

これだけの委員の中でも、半分ぐらいは反対ということはないのですが、一旦立ち止まってみてはどうかというような意見もある中で、理事者が議論してくれているのだろうけど、さきの議論をした中で、真摯にといいますか、真剣に考えてくれているのかなという疑問があるのです。伊澤次長が代表で答えているようですけれども、本当に皆さんはそうなのかと一回聞いてみたいと思うのですが、いかがですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

ただいま寺井委員より、新ホール整備の考え方についてお尋ねいただいております。

新ホール整備につきまして、議会、また県民の皆様が大変多くの様々な方向性のお考えをお持ちであることは認識しております。

新ホール整備を進める方向において、例えば我々理事者の中でも、当然、個々の職員によってこの方法が良いのではないかと、こうすべきではないかという意見もございます。我々文化振興課の中においても意見は一つではなくて、この方法が良いという意見を出し合いながら、その中で一番ベストと思われる案を御報告、またそれに伴う必要な案等もお諮りしている形でございます。

今回、2回の公募が中止になったことを受けて、より確実性の高い整備手法を検討していく段におきましても、これまで設計・施工一括発注方式、デザインビルドやPFI的な

手法、また、今回はそれで駄目であれば、他県ではどういう形で取組を進めているのかを担当内でも、もちろん部局内でも議論して、実際に進捗が見える方法として、こういう設計先行のやり方があるという形で案をお示ししたところでございます。

選択肢は一つではございませんし、ただその中でもできるだけ確実性が高いもの、また今回の改めての公募に向けましても、矢継ぎ早に方向を決めて3回目の公募を今すぐスタートするのではなくて、先ほど北島委員のお話にもありましたが、この要因の調査、また現状の分析も必要でございます。

そういうことも並行して行いながら、次回、新ホール整備を進める姿勢の中で、工事費や工期や整備手法を具体化していくところでございます。

決して前提となる一つの内容が決まっているのではなくて、理事者の中でも議論を重ねながら、方向性を見出していく状況でございます。

寺井正邇委員

そういう意見の中で議論しているとお聞きしたわけでございますけれども、そうであるならば、9月定例会があって、2か月後に議会が始まっている中で、皆さんすばらしい人たちがばかりなのに、2か月後にいろいろな条件があってこういうふうになってきたのだというお話ですが、その時点で想定できなかったのかと私は思っているのです。2か月で大きく変わることはないわけですが、皆さん方からそういう御意見が出ているのならば、想定して、今回のように中止になるのは見えていたと私は思っているのです。

その中で、なぜもう一回そういうことをやるのかと。その時点で、仮に予算を膨らませるような方向性が出ていてもおかしくないはずなのに、それができなくて、2か月後にこういう議論をしていると。完全に大きなロスでないかと思うのですけど、こういうことではないのでしょうか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

寺井委員より、新ホール整備の方向性に関する進め方、考え方に関して御質問を頂いております。

5月に開始した最初の公募が中止になりまして、その後、2回目に向けた検討を進めている状況の中で、既に議会にお認めいただいた予算や、お示しした規模を維持した上でどういう方向が取れるかという中で、2度目の再公募ではPFI的な手法で、管理運営の提案や事業者参画の間口を広げるような形を取ったところでございます。

午前中にも他県事例として申し上げました、例えば鹿児島での設計先行型の発注方式につきましても、正に我々とタイミングを同じにしまして、10月に設計先行の発注をしたところでございます。

また、事例として出しておりますECI方式を取っている埼玉県内の施設整備におきましても、最近になり、そのあたりの検討結果を役所のホームページに公表した上で、11月末ぐらいにECI方式による発注をスタートしたところで、公共建設工事を取り巻く不調、不落の急増という部分について、ここ数箇月でもかなり顕著な、大きな状態になっております。

この中で今、我々も方法を練りながら考えておりますし、正に全国の自治体が同じよう

に頭をひねっているところになっておりますので、最初から数箇月先、1年先の状況変化を確実に読み取って、それに有効な手法が取ればベストとなりますが、直近の状況等も見ながら判断した結果、現在に至るという認識でおります。

寺井正邇委員

私は、前に進むというか急ぎしか感じないのだけど、最初から、我々は前の知事が提案したものを承認してきたわけですけれども、今回、それを経験なさっていない1期目の議員もいらっしゃる中で、議会も含めて決まったことを場所から変えて、予算も半額にするとかいろいろな世界があったわけです。その時点から私はお願いしているというか、最初の計画どおりにしたほうがいいのではないかとずっと言っているわけですけれども、これだけ知事本人が約束事を守られていない中でアイデアがあるのか。

そして金額の経過を見てみますと、既に前の金額と変わらないぐらいの金額になっているではないですか。186億円だといっても、その上に起債といいますか、積んであるのが20億円もあった時点で200億円を超える世界です。これからまた設計をしながら金額を出していくというのは、極端に言えば、幾らになっていくか分からないぐらい大きくなるのかなという部分もあるのです。

そこで、先ほど仁木委員や北島委員もおっしゃったように、今回は計画を一旦中止して、原点に戻るべきではないかと。新聞等々を見ても、前の場所でもいいのではないかという意見が一般の人の中にあるみたいなのです。多分、我々の中にもあると思います。ですから、もう一回きちんと立ち止まってやらないと、本当におかしいことになっていくのかなと感じております。

9月のこの委員会で、副委員長からも御発言がございました。こんなことでやっていくのだったら、おかしいのではないかと。入札者が決まらないのだったら、予算を一旦取り下げろというお話があったように私は思っているのですけれども、正にその世界かなと私は思います。

優秀な人たちがいらっしゃるので、原点に戻った中でその人たちにもっと議論していただいて、県民の声に答えてほしい。せっかくするのに、急がなければいけない、早くしなければいけないという意見の中で、中途半端なものになってはいけないと思うのです。せっかくするのに300座席も少なく、予算案が違うのは当然であって、それも守れないで、既に当初の計画分を超えるぐらいの金額になっているのですから。この際ですからそんなに慌ててすることもないと思うのです。急いでどうのこうのというのではなく、原点に立って、県民の要望を入れるような施設を造るべきではないかと思うのですが、いかがですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

寺井委員より、新ホール整備の考え方に関して御質問を頂いております。

今回、2回目の公募中止を受けまして、先日の代表質問に対しても、知事から不退転の決意でやり切るといようなお言葉がありました。

我々としましても、新ホール整備については正にやり切っていきたい思いで、次回の公募に向けて、今度こそ失敗のないやり方を研究、検討しているところでございます。

前計画に関しても、委員からお話がありました。前計画は、旧文化センター跡地周辺における新ホール整備計画でございましたが、今年4月には、徳島市と締結しました県市基本協定によって、藍場浜公園西エリアにおいて県立ホールとして県がホールを造るという内容にまとめております。その点を踏まえても、徳島市と協力してその施設は完成させていきたいと考えているところです。

また、旧文化センター跡地におきましては、前計画で、一旦令和6年に実施設計の成果品を受け取っております。その時の成果が使えないのかという声を頂くこともございますが、時間の経過によって設計成果をそのまま使えるというものではなく、万が一、仮に旧文化センター跡地でこの設計を使ってとなりましたら、中身の単価も変わっておりますので、改めて再積算が必要になってまいります。

また前回、この実施設計の成果品を受け取る際には、本来工事に進むに当たって必要な建築関係法令の手續等を業務から落としておりますので、工事に進むにはそのあたりの法手續も必要となります。以前、旧文化センター跡地でのJV代表企業に、仮に法手續をするなら単体でどれくらい掛かるかと聞いたところ、積算のやり直しや設計変更を除いたこの手續だけでも半年は掛かるということでした。

そのあたりも考えますと、スピード感という意味でも、我々が場所を変えたことも一つの要因ではありますが、時間の経過によって元の場所に戻ることは現実的ではなくなっている。さらに県市基本協定でも、今の藍場浜公園西エリアでの整備という内容になっていることもございます。

県としましては、引き続き藍場浜公園西エリアでのできるだけ早い完成を目指して、今現在、工期又は工事費、そして確実な整備手法の検討に入っており、このあたりの具体化ができましたら、しっかりお示しし、御説明の上、改めて公募する形に入りたいと考えております。

寺井正邇委員

前向きにいくということで、反対ではないのですけれども、私としては、一旦立ち止まって、もう一回見直した中で、前回と同じようなものを造れとは言いませんけれども、先ほど岡田委員からも指摘がありましたが、設計の幾らかの見直しとか、そういうようなものを含めて、今の所ではなく最初の所でされたほうがいいのではないかと思います。

知事の答弁の中で、藍場浜の所がランドマークになっているというお話をよく聞くのですけれども、あそこは御成婚広場であったり藍場浜公園であったり、いろいろな行事をする所で、既にランドマークになっていると思うのです。

水都としてのランドマークになるというお話を知事が言われますけれども、徳島県の水都となるわけで、私はランドマークはこの県庁だと思っております。目の前にこれだけヨットハーバーのようなものもある中で、正に県庁が水都にふさわしいランドマークになっていると思うのです。こういう考え方はまずいのかどうか知りませんが、知事が余りにもランドマークとしてというお話をしますが、これについては、皆さんはどういうふうにお考えでしょうか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

寺井委員より、藍場浜公園西エリアを含めた水都のランドマークの捉え方に関してお尋ねいただいております。

知事の答弁にもありますし、我々も藍場浜公園西エリアで新ホール整備を進める段に当たりましては、水都のランドマークにもなるという表現も使っております。徳島市の中心を流れる新町川沿いにあることもあり、眉山を望むロケーションもありますし、景観になじむ形でそこに新ホール施設ができれば、非常に目に付く形で、中心市街地で正にランドマークに成り得るものという認識でおります。

寺井委員から県庁という言葉がありました。県庁も新町川沿いにあり、例えばひょうたん島クルーズの船に乗って、新両国橋のたもとの終着駅に向かうときは、海側から県庁を左に見て、正面に眉山という風景がございましたら、本当に徳島らしい風景だと感じます。ケンチョピア、ヨットハーバーも隣接するのは、全国でほかにはないとお聞きしたこともございます。委員のおっしゃるとおり、正に県庁も水都のランドマークにふさわしい施設と私自身も感じております。

藍場浜公園西エリアで施設整備を進めるに当たりましては、条件的にはよく似ていると思います。周辺環境を生かしながら、使いやすい施設、親しまれるものにする事で、先々の県民の皆様がランドマークになったと、ランドマークにふさわしいと思われるようなものを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

寺井正邇委員

我々が抵抗ではないのですけれども、意見を言ってもなかなか取り上げてくれないので仕方がない部分もあるのですが、県民が望んでいるのは本当にそうなのかと、できれば再考していただいて、取り組んでいただければ本当に有り難いと思っております。

決して、私はホールが必要ではないと言っているわけではございませんので、その点、よろしくお願ひします。

仁木啓人委員

今、寺井委員が質問された御答弁の中で、私としては聞き捨てならないのではないかと思うのが1点あります。

それは、前の計画に戻れない理由が、時間が経過して賞味期限切れであるというような、時間が経過したから全部変わっているかもしれないと。前の計画というか、設計が使えない、腐ってしまったわけです。腐らせたのは誰なんですかという話なんです。

少なくとも議会は、我々の会派の中でも賛成とか反対があったけれども、総じて議会は、出された予算や提案されたものとかを否決したこともないし、延ばしたこともない。継続にしたことがないわけですから、少なくとも議会は計画を腐らせていないことだけは、理事者側に明確に思っているのかどうか。

誰がそれをやったのかをはっきりしておいてもらわなかったら、我々が足を引っ張っているとと言われることもあるわけです。少なくとも、止まっていない。これは明確にしておいてほしいのですけれども、これはなぜなんですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

仁木委員より、前計画におけます設計成果品等に関して御質問を頂いております。

前計画のJVの業務の中で進めてきた設計につきましては、令和6年3月に成果品を受け取っております。その段階においては、藍場浜公園西エリアにおける調査作業を進めている状況でございました。その中で成果品を受け取った後、調査モデル等の結果をお示しし、また徳島市長と知事との合意後の県市協定の新たな締結、計画作成等のプロセスを経て、今は藍場浜公園西エリアでの整備に取り掛かっているところでございます。

ただ結果としまして、2回目の再公募が中止になりまして、また今改めて検討を行っているわけですが、このような見直しのプロセス、また再公募が繰り返される中で時間が経過しています。

この時間経過によって成果品がという点につきましては、理事者側の責任、議会の責任というのではなく、新ホール整備を取り巻く議論の中で、また我々が選択した公募方法が招いた結果として、現時点までの時間の経過となっております。

そのあたりを認識して、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

仁木啓人委員

行政側の責任ではないということですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

新ホール整備につきまして、我々理事者、我々の部局、文化振興課が新ホール整備の中心となって事業を進めてきております。

その結果がこの状況、成果品の経年につながっているということであれば、それはそのとおりでございます。

ただ、成果品の時間経過を目的にこれまで藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備を進めてきたのではなく、手続を経て場所を変えて施設整備に取り組んできた結果、これまでの時間経過と今の状況になっているという認識であります。

仁木啓人委員

成果品が使いなくなる前にされたのは、194億円の継続費の減額なんです。あの時点から、行政側の責任は私は重いと思うのです。

だから、時間経過によって成果品が使いなくなることも含めて、私は行政側に一定程度の主体的な責任はあると思います。そこらあたりは議会も巻き込まれたら、それはまた違うと思います。なぜなら、やってくれと言って出してくるのはそちら側でしょう。予算の提案権を持たれているのはそちらではないですか。執行権を持たれているのもそちらでしょう。それを議会もまとめてと言われても、それは違うのではないのでしょうか。我々が言ったことで、とどまったことがありますか。ないのですから。

その点は、はっきりさせておいていただきたいと述べさせていただきたいと思います。

岡田理絵委員

先ほど来、前に戻すとか、前の方法という話が出ているのですけれども、実際に前に戻ることが可能ですか、可能ではないですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

岡田委員より、新ホール整備の計画に関して御質問を頂いております。

前に戻るというのは、旧文化センター跡地の計画で新ホール整備を始めることができるかということでございます。そもそも、新ホール整備自体が徳島市との協調で進めていくところから始まっております。それに基づいて、まずは本年4月に、新たに県市基本協定が藍場浜公園西エリアで実施すると決まっております。

それに当たり、今後、旧文化センター跡地における協議がまだ必要なものもそれぞれまとめるなど、計画としては藍場浜公園西エリアに完全にフェーズが変わった状態になっております。

先ほどから御説明させていただいている中で、戻るとしたら課題もございますが、県市基本協定で藍場浜公園西エリアに県立ホールとして整備するという大前提がございますので、県としましては、それに基づいて事業を進めてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

私は昨年も経済委員で、昨年度2月の付託委員会の説明で、県市協調について新しい契約も資料として提出されています。

そこでも、県市協調でこのようにしていくんだと、守らなければいけない三つの項目が挙げられていて、ここで進めていきますというのと、徳島市がまちづくり基金の部分を2026年度の当初予算として組み込んでいくということも表明されております。

この部分は、県市協調の財源として徳島市に入っていくと想像しますので、それからいくと、新しい所で先に進めていくという決意の下、これからの整備計画にのっとりて粛々と進められていくという解釈でよろしいですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

岡田委員より、新ホール整備について御質問を頂きました。

県市基本協定の内容に基づいて新ホール整備を進めていく点につきまして、正に委員がおっしゃるとおりの認識でおります。進めていく中で、公募の中止という事態はございますが、確実な前進に向けて検討を進めて、県市協調で新ホール整備を進めていく、そのように考えています。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、ここまで新ホールについて議論を進めてまいりましたが、この際、申し上げます。

扶川議員から新ホールに関して発言の申出がありました。委員外議員の発言につきましては、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

新ホールの議論をさせていただきたいと思います。

沢本勝彦委員長

委員各位にお諮りいたします。

扶川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川敦議員

最初に自分のスタンスを申し上げておきますと、本会議でもさんざん申し上げましたけれども、新ホールの位置は、これからの県の文化振興を図る上で決定的な問題であると。そう考えると、車両基地の移転を可能にした意味も大きいんですが、藍場浜が優れていることは何度も答弁いただいていますので、必要ありません。

今もおっしゃったように、既にフェーズが変わって新協定もできているし、スピード感という面でも、旧計画に戻すようなことになるとかえって遅れる。埋蔵文化財も残っています。そういう意味で、今の藍場浜西案で肅々とやっていただきたいという思いで、お尋ねいたします。

ただ、一旦立ち止まるうんぬんの話があるのも、言葉としては分からないことはないのです。PFI的手法で早く整備しようという挑戦が失敗したわけです。ここで慌てずに、藍場浜西案を成功させるために、じっくりやり直すという意味では大事なことだと思います。今度こそ確実にやり切るための整備手法として、設計だけ先行させるのも良い方法だと思います。

ただ、その際に気になるのは、これから設計だけ先行させるとしても、参考価格なんかも示さなければいけないという話ですから、午前中も御紹介があった鹿児島県のやり方、コンベンションセンターの例を紹介されましたが、どんどん手が挙がっているのは、設計を先行させるという手法のおかげですか。それとも、価格もうんと上乘せしたんですか。そのあたりはどうなっているか、教えてください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川議員より、新ホール整備の参考にしております鹿児島県の施設整備に関してお尋ねいただきました。

鹿児島県におけますコンベンションセンター、アリーナの施設でございますが、先にPFI方式で公募した結果、事業者選定に至らず、方式を見直して設計のみを先行させる形と聞いております。

今回、9社から参加表明があって、この9社全てから一次審査に向けた提案が出て評価という状況になっています。

金額なのか方法なのかというお話がございましたが、鹿児島県のやり方におきまして、

今、一つの考え方の案として御説明させていただいておりますとおり、設計を進めながら工事価格を具体化していく。その結果、仕様に基づく施設ができる。造るに当たって必要な金額が幾らかをしっかりと示す。そういう目的というか考え方を持って進めているところであって、鹿児島県におきましても、上限金額的なものは置いておりません。

ただ、青天井で幾らでも出すというのではなく、当たり前のことですけど、できるだけコストを抑えながら、ただし必要な施設は造っていく前提がございます。その上で設計を進めて、金額を明らかにして議会にお諮りする。鹿児島県においてはこういう考えの下で、設計先行型の手法で施設整備を進めていると認識しております。

扶川敦議員

通常建設物価指数を当てはめるやり方と、実勢価格をより反映できる計算の仕方と2種類あると。それによって、県の計算も1億円ぐらい変わっていますよね。

鹿児島県のやり方も、実勢価格を反映させた考え方で参考価格は決めているのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川議員より、他県事例についてお尋ねいただいております。

私の記憶ですが、鹿児島県におけます施設整備の発注におきましては、今、物価指数等を反映させた数字でどのような形を出していくかというお尋ねでしたが、具体的な参考金額は示されていなかったと思います。

その上で、設計作業を進める中で数字は具体化されていく形になります。

扶川敦議員

徳島県の場合、もし設計先行方式をするとすると、同じように参考価格を示さずに設計をお願いする可能性が高いのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川議員より、新ホールの整備手法についてお尋ねいただいております。

本県におきましては、今、正に金額とスケジュール感、また確実性の高い整備手法について検討しているところでございますが、どのような整備手法で最終確定するのか、その際の公募時における金額の示し方等については、現段階で決まったものはございません。

ただ、これまでに使ってきた工事費162億円が、様々な指数の中ではどうなっていくのかをまずお示しした上で、今後につきましても、できる限り参考値、参考金額のようなものはしっかりと示して、できるだけ具体的なイメージを持っていただきながら事業を進めていきたいと考えております。

扶川敦議員

私も前に議論していた時に、発注価格が倍にも増えたなんていうのは、建設物価指数では説明できないんです。手持ちの工事をたくさん持っているゼネコンが、なかなか受け入れない中で、何としても造っていただきたいということでぼんと乗せた、私に言わせたら、その時代、時期に合わせた法外な手法だと。

徳島県ではそんなのは無理だと思うんです。国際情勢や国内の大都市での開発事業の状況で、このあたりは大きく変わってくると思うんです。

先ほどの実勢価格に近い算定方法というのは、大手ゼネコンの手持工事の状況なども反映した計算なんですか。教えてください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川議員より、事業費の考え方に関して御質問を頂いています。

現在、建設業界においては、特に大手建設事業者の手持仕事の数が多い。その結果、新規受注が困難になっている状況がございます。

これと、お示した参考金額の関連性でございますが、受注率が悪い中でどうしても仕事を取ってもらう中においては、単純に考えれば増額すると効果的だということがあるかもしれませんが、今回お示した参考金額の根拠になっている上昇指数の中には、直接的にそういう手持仕事残を解決するための増額という要素は入っておりません。

扶川敦議員

それでいいと思うんです。とにかく取ってほしいからぼんとお金を積み上げるという世界ではないと。県民の大事な税金を預かっている者として、これも当然の姿勢だと思いますので、貫いていただきたいです。

今回、いろんな議員が、私もそれは同じ意見ですけど、今回落ちなかった原因がどこにあるかをきちんと調査して、ゼネコンからも意見を聞く中で、いわゆる法外ではない実勢価格を参考にして手を挙げていただけた可能性があったのかなかったのかを見極めることは非常に大事なことだと思います。そういう意味では、しっかり調べた上で、ここはじっくりタイミングを計って法外なお金を吹っ掛けられないように、税金の無駄遣いにならないようなやり方をしてほしいというのが私の意見です。

先ほど仮設のホールという考え方も同時に出ましたが、私も県外のホールを見に行きました。視察させていただいて、なかなか、トタン張りかと思うようなホールでした。見栄えはもう一つでしたが、性能的にはしっかりしていた。材質が高ければ良いというものではなくて、材質がそう高いものでなくても、デザインが優れていたり、いろんな特徴があればレガシーとなると思うんです。私は、仮設で造る必要はないと思います。そういうものを含めて、ずっとレガシーになるような質の高い物を造っていただければいいという考え方でございます。

今度も要求水準書を出していますよね。これは基本的に変えないのでしょうか。要求水準書を維持するということは、イコール仕様を維持すると考えてよろしいですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川議員より、新ホール整備の要求水準について御質問を頂きました。

要求水準といいますのは、事業者に施設整備をお願いする際に、発注側が求めるレベルといいますかグレード、仕様詳細等をまとめたものでございます。

新ホール整備におきまして、基本的に仕様や要求水準は、さきの4月に策定しました藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プランの内容に沿ったものとしております。

今現在、整備手法に関しても検討している段階でございますので、検討結果を選ぶ整備手法により、要求水準や仕様の作り方、まとめ方、出し方も変わってまいりますので、最終的には検討結果によりますが、施設の水準等は維持していく考えで取り組んでまいります。

扶川敦議員

その水準というのは、デザインとかそういうものを含めての水準で、一体レガシーとは何ぞやということをお尋ねしたいんですけど、どういうものとお考えですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川議員より、施設整備に当たってのレガシーの概念と伺いますか、考え方に関して御質問を頂きました。

レガシーの受け止め方は多々ありますし、非常に広義な言葉だと思いますが、新ホール整備を進めるに当たりましては、見る側にとっても、使う側にとっても、使いやすい施設であることが求められるかと思えます。地元の方も使えば、興業関係、県外から来る方にも利用されながら、一年一年、行く行くは数十年にわたって親しまれる施設になっていくものだという考えです。

その結果、この施設が徳島にあって良かったとか、残せる施設だとなれば、徳島県民にとって未来に残せる良いレガシーになるものだと考えておきまして、設計に当たっての仕様であるとか、事業者への求め方をまとめる際にも、このあたりの思いというか、考えを頭に置きながら取り組んでいくと考えております。

扶川敦議員

県民に利用されるという意味では、そういう性能を持っているから一流の演奏家が来てくれる。これが大前提です。

それと併せて、場所は駅前から近い、商店街のにぎわいに寄与するような藍場浜にあることが決定的です。鉄道高架のことは余りここでは言いませんが、車両基地と鉄道高架事業が進んでいく効果も、この場所が可能にしているわけで、その議論がされないのは非常に不思議なんです。ホール単体をもって完結するような議論ではないはずで、この場所がいかに優れているか、それが知事がここを選んだ一番の理由だった。そこのところをもっと強調していただきたい。ここは知事が何度も答えていますから、答弁は要りません。

もう一点だけ。先ほど岡田委員もおっしゃったように、答弁にあった鳴門市文化会館は令和9年にできる予定です。それまでも不便がないように、いろんな工夫をしていくべきだと思います。

例えば、徳島文理大学のむらさきホールなどを使わせていただく話もいいのではないかと思いますし、ほかの市町村の、もっと小さな規模でのホールですね。例えば、県に電話を1本すれば空き状況が分かって、すぐにこちらが空いていることが御案内できるような工夫をすべきです。

ネットで調べてみたんですが、どうもそういうシステムを持っているところは、まだ全国にあるようには思えません。ChatGPTはそう言っていました。挑戦していただきたい。

不便がないように工夫していただきたいと思いますが、いかがですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川議員より、県内施設の有効活用に関してお尋ねいただきました。

新ホール整備の完成をお待ちいただいております県民の皆様の利便性等も考慮しまして、県内の既存施設の活用、このあたりは、より使いやすく、かつ有効に利用していただけるように、その方策を検討してまいりたいと考えております。

施設ごとに運営方法やスタッフの体制、また予約システム等も違う部分がございます。このあたりは、新たに何らかの仕組みを設けることでネガティブな効果が生まれてもいけませんので、しっかり状況も踏まえた上で、効果的な方法とはどういうものか検討を進めてまいりたいと考えております。

扶川敦議員

最後に今話をまとめておきますけど、ホールの利用状況は必ずしも高くないです。市町村なり、村はあるかどうか知りませんが、そういう街のためにも情報を提供して、お客さんを回してあげるといのは大事だと思うんです。

県の文化行政を統括する県として、是非そういう方向で尽力していただきたいとお願いして終わります。

沢本勝彦委員長

それでは、続きまして新ホール以外の質疑について。

岡田理絵委員

事前委員会で言っていたんですけど、大鳴門橋自転車道について質問させてもらいたいと思います。

開通に向けて、大鳴門橋自転車道デザイン会議で協議を進めてもらっているんですけども、前回の会議でメンバーにアンケートしてもらって、どういうふうな状況があるか、どういうような要望があるかを取りまとめてもらったんですが、どういうものがあつたんでしょうか。

原田にぎわい政策課長

ただいま岡田委員より、大鳴門橋自転車道デザイン会議につきまして、アンケートの取りまとめ状況について御質問がございました。

このアンケート調査につきましては、去る11月17日に開催いたしました第2回会議の際に岡田委員から御提案いただきまして、メンバーで鳴門公園の施設を視察した際の課題を共有するため、会議後にメンバーへのアンケートを実施し、次回の会議で報告する予定でございました。

アンケート結果の主な御意見としましては、自転車道の通行に関しまして、公園内の通行ルールが分かりづらいでありますとか、鳴門山トンネル入り口付近の自転車の動線をスムーズにしていきたい、トンネル内の照明が少し暗いのではないかという御意見。ま

た、千畳敷展望台の利用に関しましては、自転車がとめやすく観光客も歩きやすい広場にしていきたい、駐輪場の整備が必要、SNS映えするスポットとなる環境整備といった御意見もございました。

また、大鳴門橋架橋記念館エディに関しましては、レンタサイクルや駐輪場のスペースが必要、展示内容を見直して、自転車での周遊ルートや観光客の皆様への観光情報の発信強化といった御意見。さらには、来訪者への案内表示に関しまして、大鳴門橋自転車道を渡って徳島に初めて足を踏み入れる来訪者をお迎えするような看板、公園内の各施設が分かる表示でございましたり、自転車と歩行者の動線が分かるような表示などの御意見を頂いております。

今後の対応につきましては、これらの御意見を参考に、デザイン会議におきまして庁内関係各課や地元鳴門市などの関係機関との連携の下、対応案を検討しまして、年度内に策定の基本方針に盛り込んでまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

今のアンケートは、皆さんに現場を見ながら答えてもらったということで、非常に臨場感のある回答があったのではないかと思います。

ただ、今課題になっている部分に関しましては、初めて自転車道ができる時に、10年ぐらい前の会議でも言われていた問題が多々ありまして、結局そのまま放置されていて、そこから先に進んでいなかったということと、自転車道ができるのはまだ先だということで、そのときが来たら解決すればいいという感じで、非常にゆっくり進んできた経緯があるんですけれども、来年、再来年には出来上がるということで、目の前にして、そのときどのような完成形でお迎えするのか、この前は皆さん方に現場を見てもらったところがあると思います。

具体的な対応の検討状況について、それぞれ教えてください。

原田にぎわい政策課長

岡田委員より、具体的な対応案の検討状況について御質問を頂いております。

委員御指摘のとおり、順次、様々な課題への対応を進めていかなければならないと思っております。

このため、まずは鳴門公園内の自転車の通行ルールに関しまして、昨年度、高規格道路課におきまして走行調査や関係者とのワークショップを開催しております。

また、大鳴門橋自転車道デザイン会議からも御意見を頂きながら、現在は、通行ルールや動線の明確化などについて警察との協議を進めているところでございます。

また、千畳敷エリアのうち、表土や砂利が露出しております未舗装部分につきましては、自転車が乗りやすく観光客の方も歩きやすい広場を目指しまして、環境に負荷を掛けない形で舗装ができないかどうか、現在、一般財団法人自然公園財団鳴門支部におきまして、具体的な方法等の検討が重ねられているところでございます。

さらに、公園内のレンタサイクルにつきましては、現在、大鳴門橋架橋記念館エディ1階にサイクルステーションを整備中でありますことから、大鳴門橋架橋記念館エディの機能強化として、レンタサイクル機能が付加できないかを鳴門市と共に検討しております。

こうした中で、レンタサイクルの可能性や実際の運用に向けましては、10月に鳴門市と南あわじ市が合同でサウンディング型の市場調査に着手しているところでございます。調査時には県も同席させていただくなど、鳴門市との連携により、実施に向けた取組を進めているところでございます。

このように、大鳴門橋自転車道デザイン会議の設置以降、具体的な検討を進めているところでございますが、今後、検討を経て実行に移す際に公園施設の現状変更を行うものにつきましては、環境省や文化庁の許可が必要であることから、個別の対応について検討、協議を行っていくこととなります。

引き続き、関係機関との連携を進めながら適切に取り組んでまいりたいと思っております。

岡田理絵委員

現状、いろいろ国とかと協議を進めてくれるという話ですけれども、大鳴門橋自転車道デザイン会議には高校生と大学生が入っていきまして、彼女彼らがすごく夢を持ったアイデアを出してくれていて、自分たちがここに来たらどんなことがしたいということも含めて、鳴門公園にこんなものがあつたらいい、こんなことができれば楽しいと、巡りながらアイデア出しをしてもらったんです。

そういうところを是非生かしていただいて、若い人たちも来てみたいと思う、新しい鳴門公園の顔を是非造ってもらいたいと思っております。

ただ、その部分の話になると、今、課長がおっしゃったように、環境省と文化庁という縛りが非常に厳しいところの交渉もありますので、仕事の順番としては、まず交渉が厳しいところから始めて、県の希望を伝えて、どういうものにしたいという意味疎通を図ってもらって、それではその経緯をどうしていくかというところに、今後とも是非取り組んでいただきたいと思うんです。

そのあたりにつきまして、現状、国との交渉についてはどのように進めていくつもりなんでしょうか。

原田にぎわい政策課長

岡田委員より、国との協議の進め方につきまして御質問を頂いております。

鳴門公園におきましては、瀬戸内海国立公園に位置付けられるとともに、文化財でございます名勝などに指定されていることから、自然公園法や文化財保護法により、公園内の施設に関し現状を変更する場合は、国の許可や届出が必要となっております。

委員がおっしゃるとおり、現在、大鳴門橋自転車道デザイン会議で様々な方から、特に若い方から夢を語っていただいたり、本当にアイデアがどんどん出てきておきまして、受入環境や魅力の向上を図るため、様々な御意見を頂いているところでございます。

具現化に向けましては、対応案を検討した後に国との協議・調整が不可欠になっておきまして、さらに環境省と文化庁にまたがることから、案件におきましては協議に不測の時間を要する場面も想定されると考えております。

委員が御指摘のとおり、前段階から、国に私どもの取組や意図を丁寧に説明し協議を重ね、調整を図っていくことが重要だと認識しております。このため、環境省や文化庁の担当者にアポイント取りを済ませ、今月中に面会のお時間を頂く予定とさせていただいたところで

ございます。面会におきましては、大鳴門橋自転車道の完成による鳴門公園の環境整備の必要性や取組の方向性について、率直に御相談させていただきたいと考えております。

今後の対応策が非常に多くございまして、この面会を機に、後手後手にならないように関係機関ともしっかりと連携しながら、公園の受入環境、魅力向上に取り組んでまいりたいと思います。

岡田理絵委員

是非、国との協議を先に進めていただいて、それで予算取りといっても、造れるか造れないかが分からない、瀬戸内海国立公園内の条件は非常に厳しくて、県がこれを造りたいとかこの色でしたいとか言っても、向こうの制限があってその色は使えないとか、そんな材料は使えないとか、今までの経緯としていろいろあったような話を聞いています。是非予算を取る前に、まずこんなものが造りたいけどできるのかどうかの確認から入ってもらったほうがスムーズにできるのではないかと思うので、是非交渉していただきまして、自転車道ができるときには新しい顔が見える鳴門公園一带になっているようお願いしたいと思います。

それとこの間から当初予算を見ていたら、とくしままるごとにぎわい創出事業と、新時代の「阿波・徳島」プロモーション事業とか、「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業とか、「Welcome Tokushima」外国人誘客促進事業とかで当初予算を取っているんですけど、こんなふうに使っていますという途中報告がなかったように思うんです。

今日、突然言っているなので、その詳細をまた報告していただきたいと要望して終わります。

岸本淳志委員

MICEについて質問させていただきたいと思います。

企業の会議や研修とか、国際会議や展示イベント、ビジネスイベント等々となっておりますけれども、経済波及効果が非常に大きいビジネスイベントということで、県内の宿泊者数の増加が期待できたりとか、いろいろ観光コンテンツについて取り組んでいらっしゃると思います。

そのMICEの一つになると思うんですけれども、JCは、昭和28年に第1回全国大会が開催されて以来、毎年国内各地で開催されており、1万人を超える人が開催地に集まる大規模な大会だと思うんです。

今年は佐賀県で、3年後の2028年には徳島県で第77回全国大会が開催される流れになっていると思いますけれども、こうした中で、県としてMICEの支援についてどのように取り組んでいるのか教えていただけたらと思います。

原観光企画課長

岸本委員から、MICEに関しまして御質問を頂きました。

MICEの開催は、観光施設はもとより宿泊、飲食、交通など幅広い業種が関係することにより、地域経済の活性化が大きく期待されるところでございます。

また、マスコミ等でも取り上げられまして、県の情報発信や学術の向上、産学官の連携

による新技術、産業の創出、県の国際化促進などの効果が期待できることから、全国各地で誘致支援が行われているところでございます。

本県では、平成25年度に設立しました市町村、経済団体、旅館業、飲食業、旅行業など、県内約370団体から成るとくしまコンベンション誘致推進協議会を中心としまして、県を挙げて誘致を推進するとともに、県下の市町村と協力して、全国大会等の開催経費を助成するコンベンション誘致促進事業を実施し、中四国規模以上の大会での開催経費助成、国際学会や全国大会に対する優遇措置、郷土芸能、シャトルバス運行、アフターツアーに対する助成、延べ1,000人泊以上の大会への会場使用料の助成などの支援を行ってきたところでございます。

岸本淳志委員

MICEの支援状況がよく分かりました。

先ほど申しました全国大会について、2028年度の徳島県での開催はアスティとくしまなどが会場になるのではないかと想定されますけれども、参加される方が非常に多いため、徳島市内の宿泊施設だけではカバーできないと考えられます。徳島県内各地であったり、香川県とか、淡路島とか、隣県に宿泊されることになっていくのではないかと思います。このチャンスをできるだけ生かして、県内での消費拡大や経済効果が高くなるように、県内の周遊観光とか、いろいろ促進する取組が必要と思うんですが、いかがでしょうか。

原観光企画課長

委員お話しのとおり、この機会を生かしまして、県内での宿泊数をできるだけ増やせたらとは考えております。

先ほど御説明いたしました、コンベンション誘致促進事業の支援メニューの中にも、アフターツアーに対する助成という、徳島県内で宿泊してもらえそうなメニューもございます。

主催者の方や実業家、MICE支援に取り組んでいます一般財団法人徳島県観光協会などの関係者とも協議しながら、参加者の方にできるだけ徳島県内で宿泊していただくとともに、多くの方に徳島県内の観光、魅力をPRできるように取り組んでいきたいと思っています。

岸本淳志委員

確か30年ぶりぐらいの事業だと思うのですがけれども、せっかくたくさんの方が訪れるイベントになると思いますので、先の話ですが、是非しっかりと取り組んでいただけたらと思います。

次に、サーフィンを活用した観光誘客について伺いたいのですが、徳島県はサーフィンが盛んで、副委員長の地元であります県南とか、南も有名ですが、県北部の鳴門であったり、徳島市の小松海岸とか、いろいろできる場所があるのです。その中でも、小松海岸が県外からの誘客に更に活用できるのではないかと考えております。

小松海岸は、無料の駐車場やシャワー、トイレとかも完備されていて、波は比較的穏や

かで底が砂となっており、初心者、ファミリーにお勧めだと考えております。

また、大阪、神戸から車で2時間ぐらいと、県南部に比べますとアクセスも良い状況となっており、サーフィンの関係者の方からは、小松海岸には県外から個人で来られる方もいらっしゃれば、県外のサーフショップ主催の体験ツアーを誘致されているというお話も伺いました。

県も関係者と連携しまして、小松海岸においてサーフィンを活用した誘客に取り組んでみてはどうかと考えるのですが、いかがでしょうか。

原観光企画課長

岸本委員から、小松海岸を活用したサーフィンでの観光誘客について御質問を頂きました。

徳島県は、海や川といった魅力的な自然に恵まれておりまして、徳島の自然を活用した体験型観光コンテンツを作り上げることは、本県への観光誘客を進めていく上で重要であると認識しております。

本年7月には、本県の豊かな自然を観光資源として活用し、観光誘客の促進につなげるべく、DMOや関係事業者などが参画した、海・川・山で遊ぶプロジェクトチームを立ち上げまして、徳島の自然を活用した観光コンテンツの掘り起こしや磨き上げを進めているところでございます。

サーフィンにつきましては、委員お話しのとおり、県内には全国有数のサーフスポットが存在し、全国から多くのサーファーが集まり、徳島の海を楽しんでいただいているところでございます。各主要なスポット近くのサーフショップでは、初心者向けのサーフィンスクールやウェットスーツのレンタルが充実しており、手ぶらで気軽に体験できる環境も整っているところでございます。小松海岸でも、初心者向けのサーフィンレッスンをしており、また、近くのグランピング施設ではサーフィン体験に加え、県内観光地、例えば大塚国際美術館の観光も取り込んだ宿泊旅行プランが予定されているところでございます。

小松海岸については、委員がおっしゃるとおり、関西圏からのアクセスも良く、初心者にも触れやすいところから、効果的な観光PRを実施することにより、更なる誘客が期待できると考えております。

今後はサーフィン関係者と連携しまして、小松海岸に来たくなるような魅力的な動画をSNSで発信するなど、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

情報発信に力を入れていただきたいと思いますし、こうした関西圏からの分母を増やすことによって、県南部などにも波及効果が続いていくと思いますので、是非お願いしたいと思います。

次に、四国遍路を活用した観光誘客について質問させていただきたいと思っております。

四国遍路は、全長約1,400kmに及ぶ壮大な回遊型の巡礼路と思うのですが、歴史的にも1,200年という長い歴史を持っておりまして、徳島のみならず、高知、愛媛、香川と回っていく、非常に大きな観光コンテンツの一つだと思っております。ある方からは、四国八十八ヶ所の札所を巡って、その証としまして御朱印帳に御朱印を頂くことは、世界最古の

スタンプラリーではないかというロマンチックなお話を伺いました。

そうしたお話がYouTubeとかSNSで、キリスト教で有名な巡礼の道で知られるスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラのように、国際的な巡礼の地として注目を集めて、外国人巡礼者の増加が顕著になっているのではないかと考えております。

そこで、巡礼的な要素に関する部分があるかもしれないのですが、これまで以上に幅広い層の方に四国遍路に来ていただけるような気がしております。

四国遍路を世界最古のスタンプラリーとしまして、外国人などの方に対してPRしてはどうかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

原観光企画課長

岸本委員から、四国遍路を活用した観光誘客につきまして御質問を頂きました。

四国遍路につきましては、長い歴史を超えて地域と共存し継承されてきた、四国が世界に誇る文化遺産でありまして、なかでも徳島には第一番札所があるという強みもございます。

観光誘客に向けまして、今年度5月と9月に、県内の四国遍路に関係する札所や物産店、交通機関などが参画した徳島県内の遍路に関する意見交換会に参加しまして、四国遍路に関する情報共有と、受入環境の改善に向けた情報交換を行ったところでございます。

委員お話しの四国遍路は、世界最古のスタンプラリーとして、観光PRのいろいろな打出しにつきまして、今年開催されました大阪・関西万博におきましてもスタンプラリーが人気となったところでございましたので、これまで四国遍路に興味が薄かった方々にも訴求しやすいと考えているところでございます。

今後は、関係者や関係機関と連携しながら、四国遍路のブランディング強化につながるような観光PRの方法について検討したいと考えております。

岸本淳志委員

様々なお考えがあると思うのですけれども、徳島のみならず、四国の観光のキラークンテンツであることは間違いのないと思っておりますので、是非関係者の方と連携しながら、お遍路さんが増えるように、また検討を進めていただけたらと思います。

さきの事前委員会で報告がありました、徳島県への招待状ネクストキャンペーンについて伺いたいのですけれども、徳島県ワンコインキャンペーンは、クーポン利用者がSNSとかいった形で関西のテレビ番組で紹介されたこともあって、話題を呼んでおりました。

そうした話題性から、先ほどの徳島県ブースに人を呼び込む形になりまして、県の現状をいろいろ見ていただけたのではないかと考えております。そうした方が、10万人を超えて大勢いらっしやっただと。

そこで、改めて徳島県ワンコインキャンペーンの結果の検証や、効果を受けて企画した、今度の徳島県への招待状ネクストキャンペーンの狙いについて教えていただけたらと思います。

渡部万博推進課長

ただいま岸本委員より、大阪・関西万博開催期間中に実施しました徳島県ワンコイン

キャンペーンの結果検証と、後継企画の徳島県への招待状ネクストキャンペーンの狙いについて御質問を頂きました。

まず、徳島県ワンコインキャンペーンにつきましては、関西パビリオン徳島県ゾーンで10万4,000人余りの方々にクーポンを配布して受け取っていただいております。そして、約1万3,000の方が利用されました。

本会議におきまして知事からも答弁させていただきましたとおり、各事業者の方からも、大阪線乗車数が前年比で約20%増とのお声を頂きますとともに、本年上半期の延べ宿泊者数が全ての月で前年の数値を上回っているところでございます。

飽くまで想定の試算ではございますが、キャンペーン利用者1万3,000人が、観光庁の令和7年4月から6月期の旅行・観光消費動向調査の消費割合のとおり消費活動を行ったと仮定すると、旅行者の宿泊割合が46%で、1万3,000人のうち5,980人が宿泊者、日帰りの割合が54%で、7,020人が日帰りでの消費活動を行ったとしますと、合わせて約3.7億円の経済効果があったと試算しているところでございます。

また、委員のお話にありましてとおり、徳島県ワンコインキャンペーンにつきましては、観光消費による経済効果に加え、大阪・関西万博の盛り上がりの中でテレビやSNSで取り上げられまして、旧TwitterであるXにおきましても、こちらの作業による集計でございますが、一定規模以上の投稿、また閲覧数は100万回を超えておりました。投稿の多くにつきましては、大塚国際美術館、徳島ラーメン、祖谷やDMVなどの観光コンテンツで、本県のプロモーションにも大きな効果があったと認識しております。

そこで、こうした好循環による人の流れを引き継ぐために、徳島県への招待状ネクストキャンペーンを企画したところでございます。

このキャンペーンでは、徳島に行きたいと申し出てくれましたがクーポンの利用に至らなかった9万人の方、そして大阪・関西万博で徳島に関心を持ってくれた関西圏の方をターゲットに、片道分の広報バスに乗車いただき、SNS投稿を行っていただくこととしております。

ワンコインクーポン取得者には、県ゾーンにおきまして本県の様々な魅力を感じていただいておりますことから、阿波おどり、藍染め体験といった観光の情報はもちろん、県ゾーンで紹介しました取組など、新たな視点で幅広く本県の情報を発信いただきまして、乗車された御自身がリピーターとなり、アンバサダーとしても情報発信を行っていただきたいと考えております。

岸本淳志委員

徳島県への招待状ネクストキャンペーンの対応について、私も11月下旬に……
(発言する者あり)

沢本勝彦委員長

小休いたします。(14時16分)

沢本勝彦委員長

再開いたします。(14時16分)

岸本淳志委員

たくさんの方に知っていただいて、徳島に来ていただくためにはもっと周知が必要ではないかと思えますけれども、どのようにしていくのか教えていただけたらと思います。

渡部万博推進課長

ただいま岸本委員より、周知方法について御質問を頂きました。

徳島県への招待状ネクストキャンペーンにつきましては、ワンコインクーポンの取得者の関心が高く、これらの方々の自発的な情報発信が期待できることが考えられますので、まず、12月20日、21日の運行分に対して、12月3日から1日限定で、クーポン取得者に限定しました先行申込期間を設けまして、640名の申込枠に約400名の先行予約を頂いたところでございます。

なお、12月6日からは一般申込みを開始しまして、精査中の数値ではございますが、昨日時点で540名、約8割の予約が埋まっているところでございます。

なお、徳島県ワンコインキャンペーンにつきましては、運行情報に関し、利用時にウェブサイトで確認することが必要であったため、ウェブによる周知を強化しておりましたけれども、今回の徳島県への招待状ネクストキャンペーンにつきましては、今後、配布物等も作成しまして、関西本部とも連携しながら、冬休みに入る学生の方をはじめ徳島に行きたいと思っている方に、しっかり周知を行ってまいります。

また、年末にかけての1週間、大阪・梅田一带のデジタルサイネージを活用しキャンペーンPRを集中的に行うこととしており、多くの方に徳島県への招待状ネクストキャンペーンに御参加いただき、徳島の多彩な情報が発信されるよう努めてまいります。

岸本淳志委員

徳島県ワンコインキャンペーンでの来県者の内訳ですけれども、大阪府が7,700名を超えたりとか、兵庫県、京都府を合わせて近畿3県から約1万人弱、全体の80%を占めているのではないかと考えております。また、そのうち県東部でバスやフェリーを降りた方が約1万2,000人で全体の9割以上と伺っておりまして、県西部や県南部への誘客が十分でないと考えております。

このような結果を踏まえまして、大阪・関西万博終了後の関西エリアからの誘客について、県東部だけではなく西部や南部へ来ていただき、県内を周遊していただくための施策が必要と考えておりますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

高木観光誘客課長

ただいま岸本委員より、県内各圏域への誘客についての御質問でございます。

委員御説明のとおり、徳島県ワンコインキャンペーンの利用者は関西の方が多く、また全体でも徳島市、鳴門市といった県東部エリアへ多くの方に来訪いただいている状況でございます。

このような傾向を踏まえまして、今後の関西からの誘客につきましては、県東部に加え県西部や県南部へも足を延ばしていただき、県内での宿泊者数や消費額の増加につなげて

いくことが重要であると認識しております。観光客の県内周遊の促進を図るためには、まず県内DMOや観光事業者の皆様と連携した観光コンテンツの充実が重要でございます。

具体的には、県西部でしたら、うだつの町並みでの着物を着用した街歩きでありますとか、ミニ和傘づくりなどの和文化体験、古民家でのそば打ち体験などがございますし、県南部でございますと、古道である、かも道散策や、写真映えスポットとなっております、お松大権現を地元ガイドとサイクリングしていただくなど、徳島ならではの文化や歴史、自然、食などの体験観光コンテンツをこれまで以上に充実させてまいりたいと考えております。

また現在、県内の川を活用した新たな体験プランの商品開発に取り組んでいるところで、昨年より取り組んでおります釣りに関する体験プランも、引き続きブラッシュアップを進めております。

これらの観光コンテンツを効果的に発信していくため、観光情報サイトであります阿波ナビやSNSによる情報発信、またDMOやOTA、オンライン・トラベル・エージェントと連携した体験コンテンツの紹介・販売、関西の旅行会社への直接の個別セールスや、広域DMOと連携した商談会やファムツアーの実施など、県内各エリアを周遊していただくモデルコースを紹介するなどしまして、プロモーションを展開してまいりたいと考えております。

今後とも、来県された皆様に御満足いただき情報を拡散いただけるよう、県内全域の観光コンテンツの磨き上げ、またBtoB、BtoCの両面からのプロモーションを通じまして、県内周遊を促進してまいります。

岸本淳志委員

是非とも、こうした徳島県の観光の評価をしていっていただきたいと思っておりますし、万博から県全体に承継されるように、しっかりと継続して取り組んでいただけるように要望しまして、私の質問を終わります。

沢本勝彦委員長

休憩いたします。（14時22分）

沢本勝彦委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（14時33分）

それでは質疑をどうぞ。

北島一人委員

事前委員会でも質問させていただきまして、また先日の私の一般質問でも確認させていただいたんですけれども、香港便に関する航空会社の契約及び運航支援の考え方について、今日は一つ一つ確認させていただきたいと思っております。

私の一般質問の内容は、守秘義務がかかっている運航支援の要綱等々の報告をなぜ議会に行わなかったのかというのが1点。2点目は、秘密会であっても契約内容を提示しないのか、県の明確な見解を求めたというものでございました。

それに対して、答弁を頂きましたが、その最後に、私のコメントの中で新たに指摘させていただいた点がございませう。それは、令和7年度当初予算の今こそ海外！国際定期便利利用促進事業の中で、事業費の内訳、補助金ということでこの運航支援の予算が付いておりますけれども、この当初予算の、いわゆる庁内での査定です。

今はちょうど、予算を組み立てていく時期だと思います。その去年の話です。その時系列の流れと、赤字補填を決めた、要は向こうの航空会社と話をし、赤字補填というか要綱を変更しようとした時期を明確にさせていただきたいと思ひます。

まず、日程を確認させていただきます。今、私の資料にあるのは、県のホームページで出ておりました令和7年度当初予算の編成日程。これは一応案と書いてありますけど、多分このままいかれたと思ひます。

まず、令和6年11月1日が当初予算の要求の締切りでございませう。11月5日から12月10日までの約1か月、財政課担当者のヒアリングが、翌12月11日から12月27日まで、財政課長の査定がこの時期に行われる。年が明けまして、今年の1月6日に企画総務部長の査定が、1月14日に知事査定が行われた。これは一応、案になってはいますが、まず確認させてください。この編成日程案のとおり令和7年度の当初予算が編成されたかどうか、分かりますか。

（「総務委員会」と言う者あり）

分かりました。

一応、1月14日に知事査定がされたということでいきます。報道によりますと、事前委員会で言わせていただきましたが、1月16日から17日、いわゆる知事査定の予定日1月14日の翌々日から香港を訪問されておられます。これは様々な経済団体の方と行かれたと報告で聞いてはありますが、2日目の17日にグレーターベイ航空を訪問して、新たな交渉が行われたという報道がございました。

まず、これが事実なのかどうか。そして、その場で航空会社からどのような条件提示があったのか。その話を聞いた県側のメンバーはどういった方がおられたのかについて、教えていただけますでしょうか。

高木観光誘客課長

ただいま北島委員より、香港便に係る交渉の経緯という御質問でございませう。

香港便に係る運航支援変更のこれまでの経緯としましては、まず、昨年末から本年1月にかけて、香港便を運航するグレーターベイエアラインズから運航支援の強化の申出がございました。この申出を受けまして、県としてどのような支援が可能かという検討を始めたのがスタートでございませう。

その後、委員がおっしゃるとおり、1月17日に香港のグレーターベイエアラインズ本社におきまして、当時のCEOと知事が香港便全般に係る意見交換を行ったものでございませう。

メンバーにつきましては、CEOと知事、県庁側とグレーターベイエアラインズはそれぞれ事務方が同席しております。

県側につきましては、知事と担当部局です。

グレーターベイエアラインズにつきましても、事務方といひませうか、スタッフの方が同

席しているということでございます。

北島一人委員

その時に、契約内容を変えていただきたい、支援を強化していただきたい、条件提示で、向こうからこういった条件にしてほしいというような文書はありましたか。

まず、その文書があるかどうか。

高木観光誘客課長

1月17日にグレーターベイエアラインズの本社におきまして、当時のCEOと知事が面会を行った際にでございますが、この意見交換につきましては香港便全般に係る意見交換ではございましたが、その中において、運航支援に関し幅広く協議を行ってございます。

ただ、その場において、具体的な運航支援の内容が決定したものではありませんので、具体的な資料の提示はなかったと認識しております。

北島一人委員

そういった意見交換の場だけだったということですが、県の公文書管理の中で、こういった協議の時の議事録等々は残す必要はなかったのですか。もしあれば、その有無を教えてください。

高木観光誘客課長

1月17日の当時のCEOと知事との意見交換の際に、議事録的なものは残しているのかという御質問でございます。

当時のやり取りにつきましては、事務方が議事録を作成してございます。

北島一人委員

作成しているということですね。分かりました。また後日、確認させていただきます。

また、1月17日にお話をされた後、向こうから提示された様々な条件の中に支援の強化がありました。最終的には、それを受けて要綱の変更になったと思いますけれども、要綱変更に至るまで、庁内でこういったメンバーでどのぐらいの回数、こういった内容で、特に支援強化の部分は、今回要綱が変更になったという非常に重要なところと思うんですが、こういった議論がされたのか教えていただけますでしょうか。

高木観光誘客課長

1月17日の知事とCEOとの意見交換後の、具体的な要綱変更に至るまでの経緯という御質問でございます。

まず1月17日に、当時のCEOと知事が香港便全般の意見交換を行いました。繰り返しのようになりますが、その場において具体的な運航支援の内容が決定したのではなく、今後、運航継続に向けた支援の強化について、両者において検討を進めることを確認したものでございます。

その後、担当部局として、知事とCEOの意見内容や航空会社からの要望も踏まえ、航

空会社と県で別途協議を行い、路線状況を総合的に判断して運航継続に向けた必要な措置として、双方合意の下、本年3月に組織として決定したものでございます。

北島一人委員

今回の要綱変更というのは、資料を頂いております国際便就航促進等補助金交付要綱の中で別表第2条関係で書いておりますけれども、項目のイ、航空支援として着陸料の2分の1、ハンドリング費用等々の3分の1、空港施設使用料等の10分の10以内というのが、元々、香港便と韓国便両方に同じような条件でありました。

今回、支援を強化するという事で、香港便については、この要綱は全く別のものに変えられたという考えでいいですか。具体的に言いますと、ウという項目の中で、運航に要する経費に対する支援について、運航に係る対象となる経費の額から当該運航の運賃収入の額を控除した額以内のものということで、韓国便とは全く違うものが香港便に適用されたということで合っていますか。

高木観光誘客課長

要綱改正に伴う香港便の支援内容についての御質問でございます。

着陸料やグランドハンドリング経費、空港施設使用料など運航に要する経費をベースとして、各航空会社と個別に協議を行い決定するのが一般的な考え方であります。

委員の御質問のとおり、香港便の運航に関しましては、航空会社から運航支援強化の申出がございまして、協議を行いました結果、これまでの運航支援の形でありました着陸料やハンドリング経費、空港施設使用料なども含めました、運航に係る対象となる経費の中から運賃収入を控除した額以内において、支援を実施することとしてございます。

なお、県の支援につきましては、補助金の要綱に記載のとおり、運航に係る対象となる経費という条件を設けてございまして、県が全ての運航経費を負担しているわけではございませんで、県と航空会社双方の負担により運航していたという現状でございます。

北島一人委員

これは赤字補填とも言われますけれども、向こうの収入がなければ、県は払うのが増えてくるということですよ。掛かる経費は一緒なので、航空会社が収入として得たものがなければ、高い部分は県が出すという部分ですよ。そうなれば、搭乗率、利用者の数によって全く変わってくる。県が支払わなければいけないお金がどんどん変わってくる状況です。

こういった支援について、県として本当に良いものか悪いものか、搭乗率等々によって非常に左右されるもの、どれだけ予算が掛かるか分からないようなものを認めて、下手にこういう要綱に変えていいのかどうか、そういった議論です。そういった話は、この協議の中で出てこなかったのでしょうか。

高木観光誘客課長

まず、4月以降の香港便に対する運航支援でございますが、具体的な支援内容につきましては補助要綱に記載のとおりでございます。これ以上の詳しい説明については、守秘義

務の関係で控えさせていただきたいと思います。

また、補助要綱の改正につきましては、以前からの説明のとおり、制度上、議会の承認を必要とするものではありませんし、要綱の改正につきましては支援内容の変更でございますので、守秘義務の対象としてございます。加えまして、要綱改正後も、運航を支援するという補助金の目的について変更はございません。さらには、議会にお認めいただいた予算の範囲内での支出を前提としておりますことから、当部の判断としまして要綱を改正したのが経緯でございます。

北島一人委員

4月1日からの要綱施行になっていきますけど、いつ決まったのですか。

それと、要綱改正を担当したのは担当課だと思いますけれども、決裁内容について、最終的にはやはり知事に上げて、これでいいというような形だったのですか。

高木観光誘客課長

補助要綱改正の手続についてでございます。

最終的に決まったのは3月でございます。当然、知事にも御説明の上で組織として決定したものでございます。

北島一人委員

ここで問題が出てくるんです。航空会社との協議で、新たな制度、新たな支援条件になりました。委員会で御答弁があったと思いますけれども、令和7年度の当初予算には香港便に2億円の運航支援とありますが、2月5日に公表された後に、我々はこの当初予算を審議いたしました。

我々が審議したこの予算は、赤字補填を見込んだものだったのか。いや、そうではなくて、前の条件のままで算定したものが上がってきていたのか。これはどちらなのでしょう。

高木観光誘客課長

今年度の当初予算に関する御質問でございます。

当初予算計上時点におきましては、本年4月以降の運航支援の変更は反映されておられません。

北島一人委員

冒頭に申し上げました財政課長の査定があり、1月には企画総務部長、1月14日に知事が査定された内容と全く違うものを我々は議決した。そういうことでよろしいでしょうか。

高木観光誘客課長

ただいまの御質問でございますが、当初予算計上時は、補助要綱でいいますと3月までのイの着陸料の2分の1以内など、そういった分で積算して計上しております。その予算で議会にもお認めいただいたと認識しております。

一方で、先ほどから申し上げておりますが、補助金の目的は運航支援ということで変更がございません。また、補助要綱の改正は制度上、議会の承認を必要としないことから、補助要綱の改正を行ったというのが現状でございます。

北島一人委員

当然、議会の承認は要らないものですが、説明は要と思います。

査定が終わって、我々が審議する途中で内容を変えて、目的を変えて、そのまま我々は認めた。今度、使う時も間違った使い方になっています。これは、いわゆる目的外使用になっていませんか。

今日は指摘させていただきましたけれども、私が今の経緯をまとめますと、今回の予算につきましては、事実上、予算査定後に赤字補填制度が決められた。要綱改正については、先ほど申し上げましたとおり、議会への説明はなし。議会は、実態と異なる制度の前提で予算を審議、議決したことになっている。地方自治法第96条では、歳出の目的と金額は議会が議決するとなっております。そうであるなら、議会が赤字補填制度を全く知らないまま、旧の条件の前提で予算を議決したとすれば、これは議会の議決権を形式化させる重大な問題ではないかと思えます。

さらに、支出負担行為は予算に基づかなければならないとあります。これは地方自治法第232条の3にあります。要は、きちんと認められた予算に基づいて出さなければいけないんですけども、我々が全く違うものを審議して認めてしまった。

先ほど申し上げましたけど、これは目的外使用という疑義が生じてくると思うのですが、この点について、県としてどういう認識でおられますか。

高木観光誘客課長

予算に関する御質問でございます。

繰り返しになりますが、予算計上時におきましては、3月までのスキームを基に予算を計上して審議していただいたところです。

一方で、要綱改正後も、運航支援という補助金の目的について変更はございません。さらに、議会にお認めいただいた予算の範囲内での支出を前提としておりまして、言わば運航支援という目的は同じで、スキームを変更したというのが事実でございます。スキーム変更につきましては、補助金交付要綱を改正させていただきました。

こちらにつきましては、議会の皆様に対し説明が十分でなかったという御指摘はございますが、制度上は議会の承認を必要とするものではございませんので、予算の範囲内の支出を前提としていたことを、改めて説明させていただきたいと思えます。

北島一人委員

では、赤字補填をしましよと、補助要綱を変えましようとなつた後、庁内でもう一回査定をやり直しましよとかいう話はなかつたのでしょうか。

高木観光誘客課長

今回の運航支援のスキームを最終決定しましたのは、議会閉会後の3月でございます。

当時は、議会が閉会して予算も成立しておりましたので、先ほどの繰り返しになりますが、運航支援という補助金の目的は変わらない。お認めいただいた予算の範囲内の支出を前提とする運航支援のスキームを、補助要綱により変更したというのが現状です。

北島一人委員

目的は一緒ですけれども、条件が違いますから。先ほども申し上げましたとおり、決まった額ではないですから。香港便だったら何々の2分の1、何々の3分の2、搭乗率はすごく上下します。そういった流動的な、仮に2億円がありました、今は運休していますけれども、ずっと運航していたら赤字がどんどん増えていく。今後払う予算は、どういふふうにかえられていますか。

高木観光誘客課長

繰り返しになりますが、議会にお認めいただいた予算の範囲内の支出を前提としておりまして、補助金要綱改正後も、お認めいただいた予算の範囲内での支出ということで検討しておりました。

北島一人委員

引き続き、いろいろと資料を頂こうと思います。その中で、これから議論をさせていただきたいと思います。

秘密会という話もしましたけれども、今日、どうしても答弁がないということで、私自身は百条委員会も必要かと思います。今、ここでは申し上げませんが、私としては疑義が残るというか、まだまだ明確性、透明性が確保できていないと思います。委員長、申し訳ございませんけれども、委員長報告の中でこういった意見があることを少数意見の留保という形で認めて、くみ上げていただきたいと思います。

沢本勝彦委員長

小休いたします。（14時57分）

沢本勝彦委員長

再開いたします。（14時59分）

北島一人委員

先ほどの百条委員会につきましては撤回しまして、疑義が残る案件であるということ強く、県としては透明性のある、合理性のある結論を強く求めて質問を終わります。

仁木啓人委員

私は国際線をやりたいのですが、その前に、アリーナはここで聞いていいですね。

本会議の答弁で、アリーナの財源はどうなんだという話があったと思います。私は委員会でも、財源の話はずっとやってきましたけれども、当時のアリーナの財源の答弁は、この委員会でも言っていたように、緊急防災・減災事業債を充当するという話があっ

て、100%の中での7割とかいう話だったと思うんですけど、ぱっと聞いたら、一般的に、例えば500億円掛かるのだったら500億円全部の中で7割いけると思うのだけど、ここを繰っていったら違うのではみたいな、項目もいろいろあるだろうと、限定されるのではないのですかということなんです。

前例があると言っているのだけど、前例でも、例えば500億円掛かった中で7割をやったと、当て込んだという前例はあるのでしょうか。

久次米スポーツ振興課長

仁木委員より、アリーナについて財源の御質問がございました。

仁木委員がおっしゃるとおり、緊急防災・減災事業債というものは、該当する部分にのみ充当が可能なものでして、例えば、今おっしゃっていた500億円のアリーナがあったとしても、500億円全体に充てるような起債ではございません。

仁木啓人委員

僕も事業債を充てられるところを見たけど、避難場所とか、例えばどこかでアリーナをやっていて、津波が来る所だからこっちへ移動するんだったら、7割が出るということも多分可能なんだろうけど、新規でぽんと出せるものにするのは、あそこ辺りの避難所のフロアというか、占有面積になってくるんだらと思うわけなんです。

前例でいいのです。なぜかという、ここから何割くらい当てはまるんですかと聞いても、仕様がまだ決まらないとか何とかおっしゃるではないですか。前例として、ほかのところでは何割くらいが充てられたのですか。僕は感覚的に1割未満ではないですかと思うんです。教えてもらえれば。

久次米スポーツ振興課長

同じ県立アリーナのSAGAアリーナでございしますが、総額が257億円、うち緊急防災・減災事業債が52億円充たっております。1割よりは多いと考えております。

仁木啓人委員

そうやって調べてくれたら、少ないほうがあるのではないですか。

久次米スポーツ振興課長

ほかに少ない事例があるかということで、またお調べしておきます。

仁木啓人委員

これは非常に大事で、何かというと、ホールのほうは前から言っていますけど、全体の4割とか多いわけです。全体で、ですから。これにプラス何か環境関係の補助金とかを上乗せ上乗せで、どんどんいっていったら大体5割ぐらい、半分ぐらいが自己負担ということなんだけど、どう考えてもアリーナのほうはこれに乗せない限り、金額について自己負担割合は絶対多いと思うんです。感覚的に、どう考えても。首をうんうんと振っていている人もいるけど、多分そうなると思うんです。先ほども伊澤次長には厳し目に言ってしま

い申し訳なかったのだけど、財源は本当にあるのかという話なんです。

国であれば、別に国債を発行したらどんどんお金が、打ち出の小槌があるんでしょうけど、そこら辺、アリーナをするにも全体的な財政需要を含めて安心させてほしい。アリーナをするなど言っているのではないのです。本当に、ガンバロウズに頑張ってもらいたいから。

だからアリーナをやってほしいのだけど、順番があるではないですか。徳島県立三好病院の話もあったし、命を守るといふ公共の福祉の向上が行政の一番の役割なので、その部分から順番にやっていくということだったら、財源という議論はしなければ仕方がない。これは避けては通れないですから、ここについてもっと知恵を絞ってほしい。

素人感覚で僕の知恵を申し上げますと、アスティとくしまを売却して払下げしてもらったらどうですか。払下げした部分で、公共施設の集約化事業債を同じように使ったら全体で全部いけるでしょう。その払下げした分を財源にして、それも充て込んだらいいのではという発想もあるのではないかとということなんです。

そこら辺は何か考えられていないのか、教えてください。

久次米スポーツ振興課長

仁木委員より、既存施設の集約化等の御質問を頂いております。

現状検討しているアリーナにつきましては、今までにない施設ということで検討しておりますので、担当課としては、委員がおっしゃる集約化的な面というのはなかなか見つけにくいと考えております。

仁木啓人委員

頭の体操ですけど、先ほど僕が言っていたようにアスティとくしまを払下げしたら、これは集約になるのではないですか。

久次米スポーツ振興課長

仁木委員の御提案のやり方になると集約化にはなるとは思いますが、集約化債を利用する場合には、既存施設よりも小さいものを造る必要がございます。今の規模感からいいますと5,000席から1万席で考えており、現状のアスティとくしまよりも席数が多いこととなりますので、なかなか小さい規模にならないと認識しております。

仁木啓人委員

勝手なことばかり言っていたら、委員の皆さんに怒られるのですが、文化センターとか中央公民館とか、何だかんだと一緒にしてやったでしょう。小さくするとしてやったではないですか。アスティとくしまだけであれば集約化にはならないというのは分かるのだけど、市の体育館も建て替えなければいけないだろうし、いろいろあるので、本来だったら徳島東工業高校跡地に武道館を造るか造らないかという話もあったのではないですか。

だから、そういうことに固執するのではなくて、いかに県民のお金が掛からないかだけを考えてほしい。病院がスムーズにいらしたら別にいいのです。お金が幾らでもあるのであれば、何も言いません。一方で福祉とか病院とか医療のほうにお金を出せないと言うのなら、こっちのほうはもう少し頭を使ってもらわなかったら困ると思うんです。そっち

のほうが絶対に本分ですから。

だからその点、お願いしておきたいと思います。いっぱい調べてください。これは要求。絶対に。何かいろんな方策がないか、僕が言ったようなやり方でも何でもいいので、勝手に決めてくれと言っているのではないのです。きちんと調べてくれと言っているのです。知恵を絞ってと言っています。本当にお願ひします。

次が国際便なんですけれども、これだけしゃべったら何をしゃべったらいいのか分からなくなりまして、先に北島委員におっしゃっていただいた部分でいいましたら、予算に基づかなければならないというところが一番大事なのではないかと私は思うんです。

地方自治法第232条の3の部分でいえば、要綱があつて、これに従つて予算をするのではなく、予算に基づくということは、予算を提案した中で、予算審議を踏まえた上で、予算執行を説明した内容に基づいて要綱を作るのだと。当初予算の時に、僕らがどういう交付にするんだと、予算の執行方法をどうやってするのかと聞いたら、予算の議決後に執行方法、要綱については精査してまいりますと、ずっと答弁するのです。

僕が思うのは逆なんです。地方自治法からいうと、予算に基づいて要綱を作るというのが大前提ではないかと思うわけなのです。その中でいえば、予算審議はしていません。運航支援は審議しましたがけれども、担当課から頂きました当時の資料を委員長に提出させていただいています。共有させていただきたいのですが、よろしいですか。

沢本勝彦委員長

小休します。（15時11分）

沢本勝彦委員長

再開します。（15時13分）

仁木啓人委員

今、共有いただきました資料なんですけれども、令和6年11月22日、予算要求時点の部分だと思ひます。これを基に、議会にも説明いただいたと認識しておりますが、それはそれでいいですよ。今、うんうんとうなずいてくれているので、それでいいと思ひます。

この中でいえば、参考で香港便の部分を令和元年ので入れておいていただきましたけれども、補助率は上げていただいたと。これは知事が行った行かないにかかわらず、事務方ベースでできる範囲で多分ずっとされていたと思ひますし、そこら辺は一生懸命されていたのだと思ひます。

その後ですけれども、着陸料とか空港施設使用料とか、もろもろこういった経費で、我々は御説明いただきました。4月時点の議事録に残っています。その部分がこれです。これは韓国便も香港便も一緒に、金額については2億904万円ということで、両航路ともこういった形で補助されているということなんですけれども、4月1日から要綱を変更したと。要綱変更は予算執行の後にしたと。

本来だったら、予算に基づいてするんだけれども、この予算執行の方法、この想定という部分については、両方ともこのままいったんですか。この中にウの部分は入っていないよね。ウは入っていないけど、ウはどうやって入れたのか。若しくは別で作って入れたの

か、どちらになりますか。

高木観光誘客課長

委員御質問の件でございますが、今、表示していただいております資料は、当課が令和6年11月22日に財政課に提出した予算の説明資料です。これに基づき審議が行われまして、最終的に予算が成立しました。

その後、先ほどの繰り返しになりますが、閉会後の3月に運航支援のスキームが変更されましたので、4月1日以降の補助要綱を改正するに当たりましては、その旨を記載して改正したというのが現状でございます。

仁木啓人委員

補助要綱の改正というより、想定の内訳に変更はございませんか。ここにも赤字補填のことは書いていないのですが、ウに変更はございませんか。これはイです。イしか審議していないので。

高木観光誘客課長

今、共有していただいております資料につきましては、予算積算時の財政課に提出した当課の資料でございます。要綱を変更するに至った最終決定が議会の閉会後でございますので、財政課に提出する、こういった資料の変更はございません。

仁木啓人委員

分かりやすく教えてほしいから聞くのだけど、今はどうなっているのですか。今はこれが無くなっているんですか。それとも、新しいのができているのですか。どこかに赤字を入れ込んでいるのですか。どれですか。

高木観光誘客課長

香港便の運航支援のスキームについての御質問でございます。

就航以来、本年3月31日まではこちら、今、お手元に共有していただいている資料に基づき要求させていただいて、こういうスキームで運航支援をしておりました。

4月1日以降はこのスキームから新たに變更しておりますので、4月1日以降、今、お手元に共有させていただいている資料に基づく運航支援の支出はされておられません。

仁木啓人委員

4月1日時点からは、香港便についてはこれに基づいていない、韓国便についてはこれに基づいているということよろしいですか。

高木観光誘客課長

委員のおっしゃるとおりでございますが、韓国便につきましては、補助要綱にも記載のとおり、着陸料2分の1以内、空港施設使用料3分の2以内といった要綱で運航しております。

香港便につきましては、こちらのスキームを変更しまして、4月1日以降、補助要綱に記載の新しい運航支援スキームに変更してございます。

仁木啓人委員

今ので分かったことは、我々が当初予算で審議した予算を執行するための積上げというか、積算の部分で審議してから議決した中で、4月1日が当初予算の施行日ですけれども、4月1日の時点でこのイに基づいた運用をせず、香港便についてはウに基づいた予算を執行していたということになります。

目的は同じと言うんだけど、果たして目的が一緒なのか。何かというと、これまで赤字補填をしたことがありますかということなんです。これまでの県政で、航空路線において赤字補填をしたことがありますか。

高木観光誘客課長

航空会社に対する赤字補填という御質問でございます。

赤字補填にはいろいろ定義があると思いますので、本年4月以降の香港便で採用している運航支援のスキームについて、過去に行ったかどうかという形でお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきまして、4月以降の香港便で採用しているような運航スキームにつきましては、過去に航空会社からそういった要求があったかどうかは不明でございますが、県としてこれまで、今回と同じようなスキームで運航支援を行ったことはないと認識しております。

仁木啓人委員

少なくとも、私がこれまでいろんな人に、県政の中においてある程度そういったことに関わった方にヒアリングした時にも、これまでそんなことはしたことがないと言っているんです。

一般的に航空会社から赤字補填のような形で要求されることはあると。ただし、それは公益性の担保ができないから、公的な機関がそれをするとはそぐわないということでやっていないと私は聞いています。

では、なぜそういう状況だったにもかかわらず、今回は赤字補填に踏み切ったのかが一番ネックになってくると思うんです。

この部分について、今までやったことがないのだったら、こんなのは普通に考えて事務方レベルだけでやりましょうかとはならないでしょう。そこら辺、どのようにしてこのようになったのか、教えていただけますか。

高木観光誘客課長

まず、一般的に地方の空港におきましては、地域経済の活性化や住民の利便性向上のため、運賃収入だけでは採算が厳しい路線の運航支援を行うことで、路線を誘致しているものと認識してございます。

その中で、多少説明が重複しますが、4月以降の香港便に対する運航支援の内容変更

つきましては、まず、グレーターベイエアラインズから案の提示がございました。

また、1月17日には、香港のグレーターベイエアラインズ本社におきまして、当時のCEOと知事が香港便全般にわたる意見交換を行う中で、運航継続に向けた支援の強化について、両者において検討を進めることを確認しております。

その後、担当部局としましては、知事とCEOの意見交換の内容や航空会社からの具体的な要望を踏まえ、航空会社と県で協議を行い、路線状況を総合的に判断し、運航継続に向けた必要な措置としまして、今回の運航支援スキームについて、グレーターベイエアラインズとの協議や検討を進めることにつきまして担当部局から知事への報告を行い、了承を得た上で最終調整を行いました。その後、本年3月に運航支援として決定したというのが現状でございます。

仁木啓人委員

これまで聞いていましたら、納得がいかない部分もあります。それは、全ては議会への説明がなかったことであって、それはおかしいという人はいっぱいいると思うし、ほぼ皆さんがそうだと思います。

皆さんになぜおかしいかだけ理解しておいてほしいのは、民間企業に対して赤字補填するというのは寄附行為みたいな感じになってしまうのだけど、地方自治法第232条の2に定められている、客観的に公益上必要があると認められなければならないという部分の議論がされていない。客観的にという担保はどこがするかというと、議会なのです。

議会に秘密にされて、目的はそのまま同じだったとしても、客観的に目的が違うと言われてもおかしくない部分についての予算執行は、地方自治法第232条の2に該当するのではないと言われても仕方がない。学説上もそうなんです。地方自治法上、議会に言っていないことで過失割合が多くなっていくのです。

だから、その部分を注意した上でしてほしいです。そういったことをしっかりとしてもらわなかったら、せっかく良いことをしていても困るのです。北島委員が言ったように、百条委員会に値すると私も思います。同意見です。

委員長、終わりますけれども、百条委員会のところはのけて、今のも少数意見の留保でお願いできればと思います。その点を申し上げて、質問を終わります。

岡田晋委員

今の議論なんですけど、皆さん、2月の当初予算の時に私たちが説明を受けた資料の43ページを開けてください。

今こそ海外！国際定期便利用促進事業の中で、令和7年度と令和6年度2月補正と両方、5億2,693万円と5,440万円という説明を私はお聞きしました。その事業概要の中で、着陸料や空港施設使用料の一部補助等、航空会社への運航支援となっています。その中で、一部補助等の中にハンドリング費用などは見込んでいたのですか。

高木観光誘客課長

ただいま岡田委員より、令和7年度当初予算提出時の説明資料についての御質問でございます。

資料の事業概要の部分に着陸料や空港施設使用料の一部補助等、航空会社への運航支援と記載がありますとおり、こちらの着陸料でありますとか、空港施設使用料でありますとか、運航支援について記載しているものでございます。

岡田晋委員

赤字補填という表現はするべきでないし、私たちは赤字補填などはしてはならないので、運航支援という捉え方を私はしています。ここで当初予算の説明の中にきちり入っているわけなのです。それで要綱を作る、仁木委員は全部逆だと言いましたけど、予算が付かなかつたら要綱は定められません。その中で、こういうことをベースに見積りして事業費を決めていきますという説明を事前に我々にしておいてもらったら、北島委員も納得がいくと思うのです。

予算を取ってから全て、そういうことが多いのですが、予算を取る時点でこういう組立て、こういう積上げで予算を取っています、それは一つの試案ですけどという説明を我々にしてくれないと。予算は取ったから自由に使い切れという考え方が昔はまん延していたのです。

だから今後、そういう手法は改めていただきたいと思うのですが、いかがですか。

高木観光誘客課長

ただいま岡田委員より、予算計上時についての御質問でございます。

予算の内容としましては、先ほど御説明しましたとおり、空港施設使用料等の一部補助等という形で計上しておりまして、4月以降の支援スキームではなく、それ以前の支援スキームでの内容でございます。

一方で、繰り返しになりますが、今回の運航支援スキームの形が最終的に決まったのは、議会閉会後の3月でございましたので、そちらにつきましても、航空会社との交渉の中では途中経過の報告が難しかったということは御説明させていただけたらと思います。

しかしながら、今後につきましては、議会の皆様や県民の皆様に対し説明責任をしっかりと果たせるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

今後、重要なことが決まったときには、せめて関係する委員会の委員それぞれに回って報告していただかないと、今回のようなことになっていくと思うのです。

次に、私は国際定期便について疑問をしようと思っていたのです。

事前委員会において、10月末までの利用者数が発表されました。8月末で運休した香港便の利用者数は、外国人は1万5,664人で91%、県内利用者は1,616人で9%の利用、韓国便は外国人2万7,372人で72%、県内利用者は1万533人で28%の利用とのことでした。

昨年度と今年度の運航支援関連予算は8.8億円で支出額は4.2億円、それによる県内消費額は10.6億円と説明がありました。

費用対効果について、数値的にはプラスのように思われますが、細かい分析はなされているのでしょうか。

高木観光誘客課長

国際定期便に係る費用対効果についての御質問でございます。

委員御質問のとおり、昨年度から8月末までの予算執行額約4.2億円に対し、県の試算ではございますが、観光消費額は韓国便・香港便を合わせまして約10.6億円と推定しており、支援額以上の効果があったと考えております。

今回お示しした観光消費額は、経済効果ではなく観光庁のインバウンド消費動向調査を基に試算した、訪日客が支払った宿泊、飲食、買物代などの直接的な消費額になります。

一方で、他県におきましては、専門機関に依頼し国際定期便に係る経済効果を算出している事例もございまして、県としましても、数字的により細かい分析を行うためにも、国際定期便の経済効果について他県事例も参考とし、今後、専門機関に依頼して算出してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

ただ消費総額のみを説明すると納得してもらえないかもしれませんが、消費傾向の分析を行い、売れ筋や人気の県内物品リストを作成して、傾向に見合う開発も必要かと思えます。

また、国際定期便の利用者数のうち、県内利用者数が少ない傾向を打破しないと、県民が広く海外での見聞を広め、世界に羽ばたくための国際定期便とはいえないと思えますが、見解をお聞かせください。

高木観光誘客課長

観光客の消費傾向の分析や商品開発につきましては、観光消費額を高めていく上でも大変重要であると認識しております。

引き続き経済産業部と連携し、例えば空港など観光客の皆様が多く立ち寄る場所での県産品の売れ筋を把握するなど、旅行者のニーズを捉えた施策を展開するよう努めてまいります。

次に、県内利用者の拡大についてでございますが、まず国際定期便は、県民が世界で見聞を広げるための重要なインフラでございまして、次代を担う若者の海外教育旅行や文化交流の経験は、数字では測ることができない大きな財産になると考えております。

また、路線の維持の面から見ますと、インバウンド、アウトバウンドの需要バランスが重要になります。香港便におきましては、外国人利用者が9割を超え、高いインバウンド効果があった反面、県内利用が伸び悩むというバランスの欠如が課題でありましたが、対しまして、韓国便は県内利用が約3割を占めまして、一定のアウトバウンド需要が確保されております。

今後とも、インとアウトのバランスを重視した利用促進に努めてまいります。

岡田晋委員

現在運航している韓国便について、県民の利用を高めるアイデアをお持ちだと思います。教えてください。

高木観光誘客課長

韓国便の県民利用についての御質問でございます。

県民利用の拡大に向け、主に三つの柱で取組を進めております。

一つ目はパスポート取得支援でございます。本年夏にも実施し、好評を頂いたキャンペーンをこの冬にも実施いたします。

具体的には、韓国便の往復搭乗者を対象とし、パスポートを新規取得する際の取得費用に相当する1万1,000円分の電子マネーをプレゼントし、海外渡航へのハードルを下げることで新規利用のきっかけを作っております。

二つ目は韓国旅行促進キャンペーンの実施でございます。こちらも夏に続きまして、年末年始を含む冬の旅行シーズンに合わせて韓国便を2名以上のグループで利用する方へ、5万ウォン分の現地交通系ICカード又は5,000円分の電子マネーを選択できる特典を用意いたしました。あわせまして、空港近隣駐車場割引キャンペーンとしまして、韓国便の利用者に近隣駐車場の無料サービス券を配布しております。空港アクセスの負担軽減による需要喚起を図っております。

三つ目は魅力的な商品造成と情報発信でございます。旅行会社と連携したツアーの造成や、SNSを活用した、現地での移動手段や出入国の手続の説明など、海外旅行の基本情報の発信を強化し、幅広い層の需要喚起を図っております。

これらを通じまして、県民の皆様にとって身近な翼となるよう、利用促進にしっかりと取り組んでまいります。

岡田晋委員

9月の本委員会においては、香港便についてお聞きしました。今回は、11月4日から6日まで直行便を利用した、韓国に観光に行った利用者目線での徳島阿波おどり空港の利便性向上についてお聞きしたいと思います。

まず、再三要望していましたが空港カートへの有料広告の掲載が15台なされておりました。お礼を申し上げます。それを見てうれしく思ったと同時に、空港が明るく楽しい雰囲気になれました。

さて、徳島空港の国際線待合室について気付いた点を何点か申し上げますので、改善についてお聞きしたいと思います。

まず、ラウンジでのカード対応です。これはよく利用されている方からお聞きしたことです。アメックスカードが使えないのでどうにかしてほしい。国際ブランドカードの対応拡充で利便性が向上し、インバウンドの対応強化ができると思います。

2、男子トイレが女子トイレの入り口を通過していくので、通りづらく分かりにくい。案内サインや導線の改善が必要だと思います。

3、免税店のレジが混んでいるので、ピーク時間帯にスタッフ増員の対応やセルフレジ導入が検討課題だと思います。

以上、3点について改善策をお聞きします。

高木観光誘客課長

空港の国際線待合室について、3点御質問を頂いております。

まず、ラウンジのカード対応についてでございますが、徳島阿波おどり空港のエアポー

トラウンジは、出発前や到着後の待ち時間を快適に過ごせる場所としまして、徳島空港ビル株式会社が運営を行っております。

クレジットカードの空港ラウンジ特典は、クレジットカード会社側が提供の有無を決めているところでございまして、アメリカン・エクスプレスは本年5月まで対象となっておりますが、6月からは徳島阿波おどり空港を含む全国15か所の地方空港において、特典対象外となったところでございます。

また、国際線の搭乗待合室内のトイレにつきましては、初めて利用される方には分かりにくい配置となっていたことから、視認性向上を図るため、徳島空港ビル株式会社と連携しまして、案内表示を新たに掲示いたしました。

搭乗待合室内の免税店につきましては、ヒアリング調査を行っておりまして、県産品や酒類などのお土産が人気であると伺っております。

一方で、帰国前の最後の買物ができる施設となっていることから、残った現金を使い切るために多くの小銭を取り扱うことや、免税手続に時間を要することから、ピーク時には会計が混雑している状況であるため、必要に応じて増員するなど臨機応変に対応していると伺っております。

今後とも、徳島空港ビル株式会社や関係者と協議を行いまして、空港利用者の方々がストレスなくサービスを受けられるよう、利便性向上を図ってまいります。

岡田晋委員

より良い改善をよろしく申し上げます。

次に、帰国して徳島阿波おどり空港で気付いたことについて要望します。

1番目は、イースター航空に実施を要望してもらえたらと思います。税関申告書について、ネットによる事前登録の周知と必要な方への申告用紙の配布です。これは韓国から来られている方で、税関を通過する時に用紙を用意していなくて、後戻りしなくてはならない人を数多く見掛けたからです。是非お願いします。

2番目は、インバウンドで来られた方の行き先アンケートを取って動向を分析し、県の施策に生かす必要があると思いますが、いかがでしょうか。

3番目は、帰国した日がちょうど木曜日でしたので、松茂町のゆるキャラ、松茂係長が出迎えてくれました。とても歓迎されている気持ちになりました。木曜日以外の到着便客を、すだちくんで出迎えてはどうでしょうか。

高木観光誘客課長

徳島阿波おどり空港に関しまして、幾つか御質問を頂きました。

日本への入国・帰国時に必要な携帯品・別送品申告書、通称税関申告書につきましては、紙の申告書以外にも、電子申告、Visit Japan Webでの提出も可能となっております。

徳島阿波おどり空港においても、本年10月から入国時の税関手続におきましてVisit Japan Webサービスを利用した税関申告が可能となり、これまで紙に記載していました税関申告書につきましては、二次元コードを提示することでスムーズな入国手続ができるようになってございます。

委員御指摘の配布と周知につきましては、これまでも県からの働き掛けにより、イース

ター航空機内において、客室乗務員の方から税関申告書の配布を実施していたところではございますが、徳島阿波おどり空港へのVisit Japan Webサービスの導入に伴いまして、県が運営する韓国向けのSNSでも発信を行っているところがございます。今後も、韓国の方々のよりスムーズな入国手続のため、航空会社とも連携した取組を行ってまいります。

次に、インバウンド旅行者の行き先アンケートにつきましては、本年2月から3月に、インバウンドの受入環境整備状況把握調査としまして、韓国人旅行者241名に対し、訪問先や不足している受入環境などに関するアンケート調査を行っております。

この結果を受けて、現在、多言語対応やキャッシュレス化などを支援するインバウンド等受入環境整備促進事業を実施しているところがございます。引き続き、インバウンド旅行者の動向を捉え、実態に即した効果的な施策を行えるよう努めてまいります。

次に、到着ロビーでのお出迎えについては、徳島の第一印象を決定付けるおもてなしとして、リピーター確保の観点からも大変重要であると認識しております。

松茂町の松茂係長による歓迎が、委員をはじめ来県者の皆様に喜ばれていることは大変喜ばしいこととございまして、地元自治体の御協力に感謝しております。

委員御提案のすだちくんは、今や本県の顔でございまして、これまで空港の行事でも好評を博してまいりました。国際線関係におきましても、韓国からの来訪者が多いときにはすだちくんを活用し、観光パンフレットや記念品の配布などを行っており、今月25日にも、韓国便就航一周年記念イベントとして、すだちくんなど複数のゆるキャラのおもてなしを予定しております。

今後とも、関係部局や市町村とも連携し、すだちくんにもより一層御活躍いただきまして、お客様が到着した瞬間から徳島へ来て良かったと感じていただけるような、温かいおもてなしの体制の充実に努めてまいります。

岡田晋委員

徳島からの韓国直行便は、帰りは1時間半でとても便利、リーズナブルな価格で海外旅行が味わえます。食事も口に合って満足できました。今回お願いした事項は、利用者満足度や再利用意欲に直結する課題ですので、より良い改善をお願いして、この質疑を終わります。

次に、文化の森振興センターにお聞きします。ある県民の方から、県は貴重な県内の歴史を調査、保存しているのですかと問われましたので、お尋ねします。それは、ある方が生きていた時に聞いておけば良かった、貴重な体験を聞いたのに残念、話を録音していれば後世に残るのに残念だとの思いからです。

そこでお聞きします。徳島県において、県内全域での歴史に関わる悉皆調査を今までに行ったことはあるのでしょうか。また、全国の悉皆調査の先進地の取組についてもお聞かせください。

石炉文化の森振興センター副所長

ただいま岡田委員より、徳島県内での歴史に係る悉皆調査について御質問を頂きました。県内全域での悉皆調査につきましては、調査対象の全てを調査するものであり、対象も幅広く、歴史全般に係る調査はこれまで実施されていない状況です。

しかしながら、昭和史には、各市町村や教育委員会、所蔵者等の協力の下、県内各地に所蔵されている資料の所在調査を実施し、昭和44年から51年にかけて地域ごとの目録を刊行しております。

全国におきましても、地域や対象を絞った悉皆調査はあるものの、県全域を対象にした歴史全般に係る調査については、今のところ把握していない状況でございます。

岡田晋委員

昭和44年12月に徳島県史料所在目録第1集海部郡編が発行された後、第6集まで県下一円に調査された史料は県下の史料の一部だと思います。

その後、調査はなされておらず、個人保有の貴重な史料については無くなっているものも多いかと思えます。現存しているか、追跡調査をする必要があります。また、新たなものを発掘することも大切だと思いますが、お考えをお聞かせください。

石炉文化の森振興センター副所長

ただいま岡田委員より、史料調査の継続や必要性、重要性等について御質問を頂きました。

地域において所蔵されている歴史資料や美術工芸品等につきましては、本県の自然、歴史、文化を知る上で重要なものと考えております。

文化の森総合公園におきましても、図書館、博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館の各館が集積している特徴を生かし、各分野における調査項目に、学芸員等がそれぞれの専門性、テーマに基づき日常的に取り組み、企画展等を通じて、広く県民の皆様に徳島の文化資源に触れていただく機会を提供しているところです。

資料の収集、保存につきましても重要な機能であり、県民の方々の寄贈、提供を含む収集に努めているところでございます。

例えば博物館におきましては、歴史分野における、本県に関する古代から近現代史に関する資料を網羅的に収集、保存するとともに、民俗分野における地域や生活全般に関する資料、映像や徳島ゆかりの美術工芸作品や関係資料を収集、保存しております。

文書館では、本県に関する古文書等の歴史的・文化的価値のある文書資料を収集、保存し、県民の利用に提供するとともに、収蔵資料の調査研究を進めており、本県の歴史的資料を後世に残す貴重な役割を担っております。

図書館におきましては、徳島県や県出身者に関する資料を網羅的に収集、保存するとともに、これらの資料の提供やリファレンスを通じて、地域に関する調査研究活動を支援しております。

ただいま御質問のありました追跡調査については、最終の調査から50年近くが経過しているものであり、そのノウハウや必要な人的体制、予算等、多くの課題があるものと認識しております。

今後、庁内関係部局や関係機関と連携し、他県の先進事例も調査しながら、どういったことが可能なのか、その実施主体も含めて研究してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

調査を前向きに検討してください。

個人所有の資料について、代替わりの時に廃棄されるものもあるかと思しますので、周知し、県が収集して貴重な資料をデジタル化してはいかがでしょうか。

一部、文化の森総合公園にある資料については、デジタル化の取組がなされつつあるとお聞きしていますが、それは県下の資料のほんのごく一部です。

悉皆調査した貴重な県内全ての市町村の資料も無くならないうちに、広域行政を担う徳島県によって、デジタル化し永久保存する必要があるかと思いますが、お考えをお聞かせください。

石炉文化の森振興センター副所長

ただいま岡田委員より、資料のデジタル化についての御質問を頂きました。

保存資料のデジタル化につきましては、文化の森総合公園の図書館、博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館、各館の所蔵資料を高精細画像によりデジタルデータ化し保存するとともに、インターネットで公開することにより、文化の森総合公園まで足を運ばなくても所蔵作品を楽しめるよう、令和元年度より、徳島県文化の森デジタルアーカイブ構築事業を実施しているところであります。

なお、各館収蔵作品全てを一度にデジタル化することは、予算面、人的体制などから難しいため、優先度の高い資料から、順次、デジタル化に努めており、今後、各館に収蔵されることになる資料についても、保存状態や重要度を勘案し、順次、デジタル化してまいります。

岡田晋委員

昭和44年に、海部郡を皮切りに行われた徳島県史料所在目録第1集、昭和47年の徳島市、三好郡の一部、昭和48年の麻植郡、阿波郡、昭和50年の美馬郡、昭和51年の名西郡の第6集の調査目録を見せていただきました。本当に詳細な調査がなされ、内容は、生活に関わりのある治安や交通、産業、民俗、土地民俗などが全県下での調査としてまとめられました。

今後、起こり得る南海トラフ巨大地震による家屋倒壊により、貴重な財産が失われるおそれがあります。同時に貴重な史料も無くなります。今後、目に見えない文化・歴史についての取組を強化する必要があります。先進例としては、大分県立先哲史料館があります。

徳島県においても、悉皆調査を行い、歴史や文化、先哲の人物像などを保存する必要があります。後世に徳島を伝えるためにも、とても重要なことだと思います。それも今しておかないと資料が無くなり、知っている人も死亡してしまい、伝承者がいなくなります。

是非とも年次計画で予算を計上し、徳島にとって大切な後世に残す貴重な資料づくりとして行っていただくことを要望し、質疑を終わります。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

小休いたします。（15時53分）

沢本勝彦委員長

再開いたします。（15時54分）

質疑はございませんので、これをもって質疑を終わります。

岡田理絵委員

この度、私は補正予算に対する附帯決議について御提案させてもらいたいと思います。

アリーナ基本計画策定事業が含まれている今回の補正予算ですけれども、補正予算全体につきましては認める方向であります。アリーナ整備を確実に履行するため、この際、附帯決議を付すべきものと考えます。

趣旨として申し上げます。まずアリーナの整備用地についてです。

徳島市からは、市所有の土地の活用についてはできる限りの協力をすると文書が届いているとのことですが、具体的なことは全くなく、決まっていないうのが現状のようです。

については、基本計画の策定と併せて、徳島市と具体的に協議を進めてほしいと思います。また、その協議の状況につきましても、県議会に適宜報告していただきたいと思います。

次に、基本計画の報告についてです。

これまで多くの計画が最終案に近い形で議会に示されることが慣例となっているようです。今回のアリーナ基本計画につきましては、最終段階ではなく、意見が十分に言えるような適切な時期に示していただきたいと思います。

加えて、整備に当たっての財源確保など、収支の見通しについてです。

整備費や維持管理費、財源確保策など、中長期的な視点による収支見通しのシミュレーションを基本計画の策定と併せて、議会に提示してほしいと思います。

以上の点について求める附帯決議を、経済委員会から提出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

沢本勝彦委員長

ただいま岡田理絵委員から、議案第1号、令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議の提出について御提案がありましたが、本件については、付託議案について採決した後にお諮りしたいと思います。

それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

観光スポーツ文化部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、観光スポーツ文化部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号

次に、先ほど岡田理絵委員から御提案がありました、議案第1号、令和7年度徳島県一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議についてですが、本件の取扱いにつきましてはいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、委員各位にお諮りいたします。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき、経済委員長名で附帯決議案を議長あて提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

附帯決議の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

以上で観光スポーツ文化部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（15時58分）